

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 15 号

1997

奈良県立民俗博物館

奈良県立
民俗博物館研究紀要
第15号

目 次

狐をめぐる伝承とその介在者について	(奥野義雄) 1
奈良県東部の龍神伝説と水神信仰覚え書	(横山浩子) 12
—猿沢池の龍神伝説をめぐって—	
『今昔物語集』に現われる鬼の群像	(奥野義雄) 21
—鬼の究明のための基礎作業を中心に— (その一)	
応永廿五年三里条々規式等について	(大宮守人) 36
—斑鳩町服部神楽講文書の紹介として—	

狐をめぐる伝承と その介在者について

奥 野 義 雄

はじめに

現代社会は、これまで民俗学が取り扱ってきた心意現象を〈伝承〉という文言で捉える社会ではなくなりつつあるといわれている。

心意現象にみられる妖怪、化け物、そして狐・狸・犬などの動物は科学的思考の発達にともない〈科学的?〉に処理されてきている。

そして、これらを助長してきたマスメディアによって、新しい心意現象—実際は古くからあった心意の中に潜んでいたものばかりであるが、一として靈魂を軸にした〈靈感〉〈背後靈〉〈靈視〉〈靈媒〉、そして〈靈界〉などが人々の興味をひくものとなってきたのである。

一方、マスメディアによって、かっての妖怪や化け物や動物たちは、マンガチックなものに変化し、親しみやすい心意の中の〈もの〉と化してきたのである。そして、心意の中で潜んでドロドロとした感触を漂わせていた動物、とりわけ狐や狸などは漫画の世界で生き生きとした動物のイメージへ変身している。さらに、妖怪や化け物に至っても、マスメディアや漫画（動画）によって、従来から持ち続けていた恐ろしくかつ忌み嫌われる存在ではなくなり、親しみ易い心意中の〈もの〉へと変化してきたことも確かであろう。

このような事象は、現代社会におけるマスメディアや漫画にのみ基因しているのであろうか。

大きな日本の社会から小さな町・村社会に至るまで、従来と同じように〈共同体〉という枠組の中で機能している〈社会〉が現存しているのか、否かも問題であろう。

さらに、町あるいは村の〈共同体〉社会での〈家〉〈家族〉の在り方も大きく変化してきているようにみえる。

このような状況下で、心意の中の〈もの〉たちについての伝達=伝承も変化しつつあることは確かであろう。そして、新しく伝承される心意の〈もの〉が創られつつある反面、古くから伝承されてきた心意の〈もの〉が残像しつつある社会、これが現代社会であることも事実である。

したがって、ここでは心意の中の動物、とくに狐に関する〈伝承〉を中心に、この動物に関与してきたと考えられる介在者（狐下げ、祈禱師など）に視点を当てて、町・村社会

での心意現象の在り方と、従来からみられた心意現象の原像を想定したいと考えている。

第一章 心意現象に現れる動物と介在者と伝承事例から

人びとの心の中で棲みつく動物は、現実の社会に存在しないものも少なくない。また、動物でも人間でもない妖怪や化け物の類も人びとの心意の底に潜んでいることも確かであるが、これらは人びとの世界で創り出された〈心意の世界〉の生きものである。

たとえば、奈良県野迫川村弓手原には、初山に入る仙人が木の倒れる音（現実には音はしなかったが）が起り、これを天狗の仕業といわれてきた伝承がある。^{註①} 同様な天狗に関する伝承は、奈良県都祁村針ヶ別所にもあり、小倉という所に天狗の住む松が三本あったという伝承がそれである。^{註②} さらに、大阪府茨木市泉原にも天狗に関する伝承がある。^{註③}

一方、天狗以外にも河童や人魚や竜、そして鬼など現存していない心意の中の架空の妖怪や化け物などの伝承もある。

たとえば、河童の伝承を一、二例掲げると、奈良県下北山村池原では、淵で泳いでいると可愛い娘（ベッピン）になってでてきたとか、河童のためにキュウリを川に流す習俗とその伝承があった。同村では、河童のことをガロ、ガラボシ、ガタロなどと呼んでいるのである。^{註④}

河童をガタロ（ガタロウ）と呼ぶところは少なくなく、兵庫県赤穂市（上仮屋）にも「ガタロウの薬」という言い伝えの話がある。^{註⑤}

すなわち、それは江戸時代の頃、赤穂藩の野呂家の屋敷で起った出来事である。屋敷内で奇怪な状況が起り、正体を捕えると、天神堀に住む「河童のガタロー」であった。この河童を助けたお礼に「どこの国にもない妙薬」の薬の木を貰って屋敷に植えた。この樹木の枝・葉を煎じて薬にしたという。

一方、河童とともに言い伝えられてきた人魚は、奈良県曾爾村にもあった。「お亀池の人魚」という言い伝えられてきた人魚は子供を抱いた若い女に変化し、その姿を消した後、半身人魚に化けて池の中で泳いでいるのを、通りすがりの浪人がその様子をみたという。^{註⑥}

人魚ではないが、奈良市には、切られた馬の首が永久寺の池に落ちて珍魚と化して、馬魚と呼ばれるようになったという伝承がある。^{註⑦}

心意の中に潜む妖怪・化け物の類で鬼についての伝承もいくつかあるが、その一例を挙げると、大阪府堺市には、姑をいじめて死なせた嫁が産んだ赤児は、鬼のように口が耳まであり、一寸ほどの角が生えていたという伝承がそれである。^{註⑧}

このように動物以外に妖怪・化け物など、心意の中で生きつづけてきたものも少くないが、これらのものが人の心の中で生きてきた基盤には、人々によるそれらに関する〈伝承〉がなければならない。さらに、この〈伝承〉を後世まで息づかせるべき土台には、村落あるいは町と呼ばれてきた共同体が存続し、機能しなければならないであろう（妖怪・化け物などの類で、心意の中で生きつづけてきた竜、山姥、土の子、山男〔雪男〕、雪女などは、ここでは紙枚の関係で割愛する）。

村（町）—伝承—心意の繋りを基軸に、心意の中の動物について次に繙いていくが、

〈伝承〉主体が村民あるいは町民（町衆）であるとはかぎらないことも留意しておきたい。

なぜなら、村落あるいは町場における共同体から創り出された〈伝承〉と、共同体外からの〈伝承〉を想定する必要がある。

とくに、共同体外からの〈伝承〉にも、心意現象を創り出す要件の一つに徘徊する宗教者の類（媒介在）が存在していたことを想定すべきであろう。

では、人びとの心意の中で潜んでいる動物について垣間見ることにしょう。

心意現象に現われる動物には、狐をはじめ狸、犬、蛇、猫、そして狼などがある。これらの動物の中でも狐、犬、蛇の類にかかる心意現象は数多くある。

ここでは、心意の中の動物の内、狐に焦点を絞って、いくつかの事例を掲げ、その事例に現われる介在者の存在も注視したい。

事例一、家の近くの人が狐に騙されそうになったことがある。今から40年程も前のことであるが、近所の人の子供が小学校から夜道を帰ってくるときに、夜道に二・三の光るものが見えてくることがあり、「これは狐の仕業だ」と感じて騙されないと想いながら歩いていくと、迎えに来る母親の提灯の明かりが目にとまり、二・三の光るもののが消えていたという。「狐の仕業だ」と感じない子供や大人は騙されるともいわれている。

また、村には稻荷社の祠はあるが、すべての村人が信仰している訳ではなく、村人すべてがおこなう行事としては寒施行（セギョウあるいはカンギョウという）があり、各家を大阪から来た人たち（祈禱師か、狐下げか不明）が回ってお勤めをしていった。十二月の寒い夜に畠か、田圃に行って狐に食べ物の施しをする寒施行はなかったという（話者▶K姫、T14年生、生駒市小明在住）^{註①}

事例二、すでに亡くなった母親は、寒施行のときには、大きな袋包みを持って畠へ出掛け、戻ってくるときには、袋包みはからになっていたという。カンセギョウ（寒施行）に狐のためにオムスピや油あげなどを施しに一人で夜中出掛けた。

そして、母親は寒施行だけでなく普段も六帖程の部屋に「お稻荷さん」を祀り、所狭しと思うほど部屋中を狐のように飛び廻って食べ物を乞い、その仕種が終わると正気の母親に戻っているのを時折り見かけたという。母親と同じような人（女性）が村に数人いて、修業を積んでも母親のようになれない人も幾人かいたと聞いている。また、母親のような人たちの上に“オヤカタ”と呼ばれる人がいたという（狐下げの巫女とそれを統轄する修驗者あるいは祈禱師が村内にいたことになろう）。

村には、母親のような人たち（巫女）がいるが、〈狐筋〉といわれるものではない。今はこのような人たちや狐に施しをするカンセギョウなどはなく、もう50年以上の前のことであるという（話者▶A姫 S元年生、現在・平群町下垣内在住）^{註②}

事例三、村には、狐に騙されたという話があった。夜遅くに家を出た人がしばらく戻らなかったり、夜道でポォーと三つ四つの淡い明かりがみえて、その明かりの進む

方向へ歩いていって、気づいたらまったく知らない所にいたということと、これが狐の仕業であったり、狐火というものであったという話を聞いたことがある。

この話と同じようなことを、すでに亡くなった母親と体験したという。

50年程前のことになるが、小学校の先生をしていた25才頃、大阪へパーマをかけに行くことになったので、その前夜に母親が油あげの中に御飯と梅干をいれたものをつくってくれた。翌朝、まだ暗くて提灯に火をつけて家を出てすぐに5・6メートル先に提灯をもって歩く人影が見えた。その後から歩いていくと、人影も同じ歩調で歩きだしていく。

2キロもある駅までは遠く感じたが、駅が近づき、空も少し明るくなりはじめた頃、二つ三つボォーとした灯が見えたかと思うと消え、前方にいた人影もそこにはいなかった。母親は、「あれは狐火だったかもしれない」「狐に騙されなかつて良かった」と言っていたのを覚えている。

狐に騙されたという話以外、ほかの村にはあるようだが、カンセギョウとか、オガミヤさんの話は聞いたことがないので、この村にカンセギョウがあったのか、オガミヤさんが村にいたのかどうかはわからないということである（話者▶M姫、T9年生。京都府南山城村田山村在住）。

事例四、村内のM家の嫁さんに狐が憑いたという噂が広まって、或る日植附村からオガミヤ（老婆）が訪れてきて草を燃やして屋内を燻べた。そして、奇妙な呪文を唱えはじめて、唱え終わると、もう狐は追い払われたといったそうである。60年程前のことである。このM家の嫁さんのことと併せて、村には狐に騙された話がいくつかあったらしい。知り合いの人が夜中に家路に向う途中、道に迷ってしまい、歩いても歩いても知っている道に出なかったという。田圃の道を歩いているようにも思えるが、やけに綺麗な道であった記憶があったらしい。やっと知った道へ出ることができて、気付くと足は泥だらけであったという。その時、狐に化かされたと思ったと後になって聞かされたということである。（話者▶N翁、T12年生、東大阪市日下在住）。

事例五、惣助稻荷は北町のT家の稻荷であったが、かってT家には熱心にこれを信仰していた人がおり、この人がオガミヤサンをしていた。惣助というのは今から三代前の人であるが、稻荷の勧請の時期は詳かではない。伏見からお位を頂いて来たと伝える。

惣助稻荷が多く人の信仰を集めるようになったのは惣助の息子惣右衛門の妻であるマキによるものだという。マキは秦野市西田原の出で、病弱であったためか稻荷を信仰していた。マキにおがんでもらうとよく当るといわれ、それがはやり、漁師がおがんでもらいに多く集まつたものだという（「V民間宗教者」の「オガミヤ」の項）^{註④}

以上、五つの事例を掲げたが、これ以外に〈オガミヤ〉、〈狐下げ〉、そして〈祈禱師〉などと直接かかわらない狐に騙された話④や狐が化けた娘の話⑤、さらに人間の食物（ご

馳走)めあてに化かす狐の話⑦などは各地で伝承されてきた。^{註①}

Ⓐの話は、長野県長野市域や兵庫県淡路・一宮町域などにあった。また、Ⓑの話は、岡山県総社市域や三重県上野市域や長野県須坂市域などで伝えられてきた。そして、Ⓒの話は、長野県長野市域や京都府京都市域や奈良県都祁村域などで聞くことができる。

心意現象にみる〈狐〉にかかる伝承は、これら以外の地域でもあった。とくに、Ⓓの話に類似する伝承は、一般によく聞かれるものである。しかし、その話の大半は、戦後しばらくして余り聞かれなくなったという共通点をもっている。また、事例一から五までの伝承も戦後まもなく聞かれなくなったという。心意現象にみられる〈狐〉と、これに関与して〈媒体〉となる宗教者—祈禱師、狐下げ、オガミヤなどーの存在は、例示した地域以外でも数多くみられる。

では、心意現象の〈狐〉とかかわった宗教者は、伝承されてきた昭和期の前半以前にはどのように人々とかかわっていたのであろうか。この点を次に検討することにしよう。

第二章 近代に表わされた心意の中の狐と媒体者の事象

現代社会で伝承されてきた心意の中の狐と、狐にかかる媒体者について窺ってきたが、伝承者のほとんどが40年から50年程以前に見聞きした事象である。そして、心意現象における狐の存在は、その媒体者であるいわゆる宗教者の活躍によるところが大きいといえよう。

そこで、近代における宗教者、つまり狐にかかる祈禱師、狐下げ、巫女などの存在がら、心意現象にみる〈狐〉の存在を想定してみることにしたい。

ただ、近代化へ歩みはじめた明治時代の社会は、以前の近世的習俗を基に形成しつつあることと、明治政府による宗教統制と異俗=習俗の規制があった事実を無視し得ないことを提示しておきたい。

さらに、明治政府による習俗規制、すなわち「民俗禁令」は、さきに掲げた伝承事例の府県と合致するとはかぎらないことをここで明記して、明治政府が「民俗禁令」を発布し心意に現われる狐の異習を禁止していることを次に窺っていくことにしよう。

まず、大阪府の〔民俗〕にかかる禁令をみることにする。明治四(1871)年四月十二日付に「^(甚か)神子坐神ヲロシハ稻荷ヲロシ等ノ所業ヲ禁ス」とあり、巫子による神下しや狐下しがあったことを知る(「府県史料〈民俗・禁令〉」。以下同様にて略)。^{註②}

大阪府の禁令の文言は単に巫子の狐下しを明記しているにすぎないが、すでに挙げた懸念現象に現われる狐とこれにかかる宗教者の伝承事例とともに考えると、明治時代には、大阪府下に「神子坐」^巫と呼ばれる宗教者が徘徊し、狐下しを所業としていたことが窺えるのである。

同様に京都府の禁令からも窺えるが、同禁令の記載からは狐下げの事実を明確に窺えない。ただ、大阪府の禁令の文言と関連させると〈狐下げ〉〈稻荷下し〉は充分考えられる。京都府の場合も明治四年の正月付の禁令であり、その禁令には、

管内里中往々神子巫神オロシ等ト号シ左道妖術ヲ以テ糊口ニ供スル者アリ是ニ至テ令

シテソノ旧惡ヲ原宥シ将来ヲ懲創シ各洗心革面セシム 禁令類二 参見ス

令ニ曰ク

神子巫女神おろしなとゝ号し妖怪の言を唱へ諸人を誑惑し夫を渡世とするものあり其罪不輕事ニ付詮議の上速に処方におよぶべき筈の処從来の惡幣故間々自ら其非なるを知らずして執行ひ来るものも可有之ニ付各別寛大の旨を以是迄の所行ハ何等之不及沙汰何後は堅く禁止候条其旨篤く可相心得万一猶も不相改もの於有之ハ屹度咎方におよぶへき事

とあり、巫女による「神おろしなと」「妖怪の言を唱へ」て民衆を惑わす現実が存在していたことを示している。そして、単に「神おろし」にとどまらず、京都府下（管内）にも〈狐下げ〉もおこなわれていたことは容易に想定し得る。ただ、さきに掲げた伝承事例からは、狐下げとか、祈禱師と呼ばれる宗教者の存否は明確ではない。

次に和歌山県の場合をみると、主に新宮地域に限定して禁令の記載を掲げる（「新宮藩史」の項と「田辺藩史」の項があり、後者の項にも同様な記載、すなわち「狐付ト唱へ怪シキ病氣有之甚難儀致候者有之哉ニ相聞候以來右病氣相惱ミ候者有之候ハハ緩民局へ可申出治療ヲ加へ遣可申事」とあり、「狐下げ」が活躍していたようである）。

明治五（1872）年十一月十五日付の禁令に、

稻荷降ト唱フル者ヲ禁シテ曰ク從来稻荷降ト唱ヘ祭式ヲ設ケ祈禱ヲナシ奇怪ノ説ヲ演シ愚民ヲ誑惑シ殊ニ病者等ハ為ニ服薬治療ノ期ヲ失ヒ遂ニ難治ニ陥ラシムル者往々之レアル趣以ノ外ノ事ナリ爾今一切之ヲ禁止ス ○本県 達書

とあり、稻荷降=狐下げをおこなう宗教者がいたことと、これに伴う弊害のあることを明示して、「奇怪」な宗教的行為を禁令する達書が公布されているのである。

また、同県に対して明治七年六月三十日の禁令通達にも同様な記述がみえる。すなわち、「梓巫市子並憑祈禱狐下ケト唱ヘ」る者については、「右等ノ所業イタス者之リアルニ於テハ屹度処置オヨフヘク条心得違之レナク様致スヘシト ○本県 達書」とある。

大阪府と京都府へ通達された〈狐下げ〉などの所業の禁令とは異なり、和歌山県の場合はその所業の禁令の内容が具体的に明記されていて、心意現象での狐の仕業と説く宗教者によって、本来〈狐〉によるものでない者の病いが悪化させられる現状であった。

和歌山県の禁令と同様な記載は、神奈川県と岐阜県の禁令にもみえる。次の二例を挙げる。

①神奈川県（明治七（1874）年七月十五日付）の禁令通達の場合

禁厭祈禳等ノ儀ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ応シ執行候トハ申ナカラ（中略）多クハ無稽妄誕ノ訛説ニ蛊惑シ終ニ射利ノ具トナリ之レカタメニ医療ヲ妨ケ湯薬ヲ止メ候向モ有之哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ事ニ候（下略）

②岐阜県（明治五〔1872〕年八月闕日付）の禁令通達の場合

從來発狂イタシ候モノ有之節狐付或ハ神祟ナト唱ヘ医療ヲ不受專加持祈禳等取行候者之愚昧ノ俗習イハレナキ事ニ付以来右様ノ所業イタシ候モノ於有之ハカクシオカヌ早々申出吟味ヲ可受モノ也

①②の禁令の記載は、本来医学的に精神的疾患の病気であるにもかかわらず、「狐付」「神祟=神罰」によると力説して医療を受けない者がいることを想定させる。そして、精神的疾患の病人に対して祈禱をおこなう宗教者が存在していることを提示している。

さらに、明治政府の「狐付=狐憑」やさきに掲げた「狐下ヶ」「稻荷降」などは、精神的な病気であり、狐に憑かれたり、狐を下げて狐の申す事柄を告げる事象の現実は否定されていることも窺える。

言い換えると、巷間で流布している狐にかかる心意現象は否定され、心意現象の媒体者である「狐下げ」「祈禱師」などの宗教者によるものであると、明治政府は捉えていたと考えられる。

さらに、心意の中の狐によって別視される家筋や家柄についても、明治政府は惡習、惡弊として捉えていることが、鳥取県の「民俗」禁令の通達から窺うことができる。すなわち、明治六（1873）年五月九日付の禁令に、

因伯両國ノ内往々何ノ頃ヨリカ狐孫狐持チトノ名目ヲ付其家ヲ別種ノ様ニ心得各之嫌
其家筋トハ嫁娶ヲナサス若之ヲ用ヒシシテ縁組等致スモノハ諸親類附合ヲモ為サムル等
ノ俗習有之甚愚昧頑固ノ弊ノミナラズ、此風俗愈行レ候テハ大二人民富殖ヲ害シ謂レ無
キ寃名ヲ昌シムルノ大愚弊ナレハ速ニ禁示スヘキコトナリ（下略）

とあり、狐持ちあるいは狐筋（家筋）と称して蔑視する俗習・弊習は「人民富殖」の弊害になるために禁止すると記述されている。そして、この文言に統いて「山伏巫祝ノ徒ノ愚人ヲ欺ク造言ニテ更ニ確微ナキコトナリ」と認識され、「狐祟又ハ狐下シナト無謂説ヲ唱ヘ下民ヲ惑シ候儀嚴禁タルヘジ」とし罪科に処すべきことが明言されている。

このように心意現象としての〈狐下げ〉〈狐祟〉〈狐憑〉、そして〈狐の化かし〉などの弊習は、これらの現象を創り出してきた祈禱師、巫女などの宗教者が介在者となったことを示唆しているのである。そして、この認識が近代国家社会のいわゆる有識者を代表するものであったと考えられる。

しかしながら、明治政府によって公布された心意現象にみる〈狐〉にかかる禁令にもかかわらず、明治時代以降も伝承されつづけたのである。

言い換えると、町や村における心意現象の〈狐〉は存在し、明治政府の禁令通達にもかかわらず、それ以後も町や村の共同体（社会）で伝承されつづけていったのである。そこには伝承しつづける潤滑油となった宗教者の存続があったからであるといえよう。このことは、すでに掲げた聴取による伝承資料によって理解し得るであろう。

したがって、心意の中の動物、とりわけ〈狐〉にみる弊習・俗習が〈伝承〉によるものであることはいうまでもない。ただ、明治政府が禁令まで公布した心意現象による〈狐〉に対する弊習の禁止を生みだすまでになったこの〈伝承〉の源流が課題として提示し得るであろう。

第三章 近代以前に表わされた狐と媒介者の事象

明治維新後に政府から公布された禁令に〈狐〉にかかる宗教者の活動を禁止する内容

のものが、府県に数多くみられたことを窺ってきた。これによって明治政府は、心意に現われる〈狐〉が宗教者の活動による結果であると考えていたようである。

では、明治時代以前の心意現象の〈狐〉とこの現象を生みだした介在者である〈宗教者〉とのかかわりはどのようなものであったのであろうか。このことを近世の文人が書き綴った隨筆をはじめ、中世の公家や武家の日記そして古代の貴族の日記や文学作品などから若干垣間見ることにしたい。

まず、近世の文人の隨筆の一つに『嬉遊笑覽』というものがあり、同書に「狐つかひ、狐の怪をなおすこと」云々と記載されている。また、『消閑雜記』には、

狐はあやしきものなり、常に人にばけてたぶらかし、また人の皮肉の内に入りてなやまし、あらぬ妙をなす事多し、

と記述され、〈狐〉は人を化かし、人に憑いて悩まし、そして人をして奇妙な行動をおこせるものだと明示している。同書は、この文言に統いて「抱朴子曰、狐壽八百戈也、三百戈後變化為人形、夜擊尾出火」云々という道教の文献を掲げて、300才後には人の姿になることなどを例示しているのである。

〈狐〉にたぶらかされたり、〈狐〉が憑いたという事例は、江戸時代にはいくつかあるが、その一事例を掲げると、『御用留帳』の明和三（1766）年十一月八日付の記録には、「右は当村喜八妻狐付に罷り成り候うにつき」云々という文言がそれである。近世における〈狐〉にかかる心意現象については、すでに公にされている桑田忠親・島田成矩「憑靈現象と特殊家系」に詳しく述べられているのでそれに譲りたい。^{註9}

狐憑きについては、先学の論究に頼ることにするが、^{註9}さきの『嬉遊笑覽』に記述されていた「狐つかひ」と「狐の怪をなおす」という文言は、すでに触れてきた祈禱師や狐下げなどの宗教者と狐に憑かれた結果、奇妙な行動や病気にかかった者を治すという状況を表現していると考えられる。

このことは当然ながら、心意現象の〈狐〉の仕業によってひき起る「怪」を平常心に戻す宗教者が存在していたことを示唆しているといえよう。

江戸時代における心意現象にみる〈狐〉と〈宗教者〉とのかかわりは、すでに桑田忠親氏らが提示されている「鳥取・池田藩の孫四郎狐騒動」にもみえる。^{註10} 祈禱師（験者）の福性院と手先きの伝六は、心意現象にともなう〈狐〉を介在させた〈宗教者〉であった。池田藩内の村人と心意の狐を結びつける媒体者として伝六が罪科に処されたという。

近世文人の隨筆や近世史料によるかぎり、江戸時代の心意現象にみられる〈狐〉の出現は、媒体者である「狐使い」と称される宗教者によるものであった。

このような宗教者が介在し罪科に処せられた事例としては、かなり遡るが、室町時代の「室町殿」の狐の憑依事件が掲げられる。この「室町殿」の狐憑き事件は著名な事柄であり、すでに周知されている事件である。

この事件の結果は、『看聞御記』の応永廿七（1420）年九月十四日の条に記載されている。すなわち、

室町殿聊趣御減氣云々。高間侍所ニ被渡。



室町時代には根強く息づいていたことが「室町殿狐憑事件」によって窺える。さらに、興味深いことは、この事件に「陰陽師」が荷担していたことである。占い・祓いなどを主たる業とする陰陽師が「狐憑」の心意現象の介在者の一人になっていたことは、室町時代における陰陽師の在り方を考えていく事例となるであろう。すなわち、『看聞御記』の応永廿七(1420)年九月十一日の条にみえる「陰陽師定棟同付狐露頭之間、讃州細川。召捕云々。不思議事也」という文言のとおり、医師高間とともに陰陽師定棟の名が掲げられているのである。¹⁰⁰ この陰陽師の荷担は「不思儀事」であったようであり、従前の陰陽師の宗教的役割とは異なったものであったことを示唆しているといえよう。

しかしながら、陰陽師の役割の一つに「怪異」に対して「ト筮」をおこなうことがあり、心意現象の〈狐〉に対する怪異も陰陽師の勤めであったかもしれない。この怪異への「ト

筮」での対処については。ずっと時代が遡って十一世紀前半にすでにみえる。たとえば、『小右記』の長元(1081)年七月卅日の条の「中納言云、太宰府言上怪異事、（割註略）、可令神祇官陰陽寮等ト筮者」という記載を掲げることができよう。^{註①} そして、同記の同年八月四日の条に「京洛之中巫覡祭狐」という記載がみえ、京洛中の巫覡が狐を祭っていたことと併せて考えると、ト占を担う陰陽師とともに巷間で呪術を主たる業とする巫覡が、古代人の心意に現われる〈狐〉を醸成させていく媒体者であったとみなせるであろう。

さらに、大江匡房の『狐媚記』にも京の洛陽に「狐媚之妖し=狐使いの存在を知ることができるのである。^{註②}

このように古代以来、狐使いと称される宗教者が存在していたのである。併せて、〈狐〉の仕業による怪異を含めた現象に陰陽師も関与していたことは確かである。しかし、陰陽師が後世（室町時代以降）に至って、〈狐使い〉（あるいは〈狐下げ〉や〈祈禱師〉など）へと変質していったものかは、ここでは明確にしがたい。ただ、すでに古代（平安時代後半）に巫覡や狐媚之妖などが、陰陽師とは別経緯で現われている状況から、後世の〈狐使い〉や〈狐下げ〉などの宗教者へと展開していったと想定し得るであろう。

したがって、心意現象の〈狐〉—ここでは狐に絞ったが、〈犬〉なども同様にーは、〈狐使い〉、〈狐下げ〉、そして〈祈禱師〉などと呼称される巷の宗教者の媒体なくして出現しなかったと考えられるのである。^{註③}

言い換えると、古代以来、それぞれの時代を経ながら〈狐使い〉や〈狐下げ〉などの宗教者によって流布され、かつ受け容れた時代時代の人たちによって伝承され続けることによって、心意の中の〈狐〉が形づくられてきたとも考えられるであろう。

結びにかえて

心意現象にみる〈狐〉を中心に、その媒体となる宗教者とともに窺ってきたが、〈心意の中の狐〉の伝承も、現代社会では消え去りつつある。そして、〈心意の中の狐〉に関与してきた〈祈禱師〉、〈狐下げ〉、〈オガミヤ〉などと呼ばれてきた宗教者の存在すら薄れています。〈心意の中の狐（動物）〉に限って想定するならば、このような現象は、現代社会における《伝承の断絶》への展開過程とも捉えられる。

しかしながら、一方では《靈》を基軸にした〈心意現象〉が再生されつつある。この再生の段階で〈心意の中の動物〉が蘇生するかは、《伝承の断絶》の深化の是非によるであろう。そこには、受け止める社会的 requirement がなければならないであろう。〈心意の中の動物〉も社会的 requirement 下で伝承され続けてきたことを確認する必要があるかもしれない。

註① 野迫川村史編集委員会編『野迫川村史』、昭和49年刊

註② 針ヶ別所村史編纂委員会編『針ヶ別所村史』所収、昭和44年刊

同村史には、「倉立山狐と石ケ谷狐」の伝承があり、稻荷下げの時にこの狐が現われるという。

註③ 『わがまち茨城』民話・伝説編所収、同書の天狗の伝承は「天狗と源右衛門」という表題である。

また、同書には、婚礼の御馳走を狐に騙されて食べられるという「燒野堤の落合狐」の伝承が掲げられている（同様な内容の話は、『柏木市史』にもみえる）。

- 註④ 木村博一編著『下北山村史』所収、昭和48年刊
- 註⑤ 赤穂市教育委員会編『赤穂の昔話』第2集所刊
- 註⑥ 曽爾村史編集委員会編『曾爾村史』所収、昭和47年刊
- 註⑦ 奈良市史編集審議会編『奈良市史 民俗編』所収、昭和46年刊
- 註⑧ 『伝説と歴史』上方篇（大阪・堺・和歌山・他）所収
- 註⑨ 本文中の事例一をはじめ事例二から四までは聴取調査によるものである。
- 註⑩ 話者A姫の出里である奈良県月ヶ瀬村石打の村で再確認のため〈狐下げの巫女〉についての聴取調査をおこなった。
- 註⑪ 平塚市博物館『平塚市須賀の民俗』（平塚市博物館資料第17）所収、昭和54年刊
- 註⑫ ④⑥⑦の話の内、長野県、兵庫県、岡山県、三重県の狐の伝承は、西沢敏昭、吉田亮三、中須賀基幸、秋山亮、田中千恵子の諸氏の聴取の報告による。
- 註⑬ 『日本庶民生活史料集成』第21巻所収、昭和54年刊
奥野義雄「維新後の習俗禁令史料にみる明治政府の民衆統制について」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』第12号所収）、平成2年刊
- 註⑭ 『講座日本風俗史・別巻7、妖異風俗』所収、昭和34年刊
- 註⑮ 吉田頌吾、上田将「憑きもの現象と社会構造」（『九州大学教育学部紀要』第14集所収、昭和44年刊
同論文以外にも、喜田貞吉氏をはじめ、先学諸氏の「憑物」の論考があるが、割愛する。
- 註⑯ 桑田、島田、前掲書（註⑭）
- 註⑰ 『續群書類從・補遺2』所収、昭和33年刊（改正三版）
- 註⑱ 『増補史料大成・別巻3』所収 平成元年刊（五刷）
- 註⑲ 『群書類從・第9輯 文筆』所収、昭和52年刊（改正三版）
- 註⑳ 本文では触れなかった〈心意の中の犬〉は、『今昔物語』巻七、第四十八にみえる。さらに、古くは『日本靈異記』下巻第二に〈心意の中の犬〉を想定させる内容が記述されている。

(1995年11月30日了)

奈良県東部の龍神伝説と水神信仰覚え書

—猿沢池の龍神伝説をめぐって—

横山浩子

はじめに

「室生の龍穴には、善達龍王が住んでいた。この龍王は、はじめは奈良の猿沢の池にいたが、采女某が身を投げたので、死穢をいとうて春日山の香山に移り住んだ。しかし、こそこにも屍をするものがあったので、さらにこの室生に移ったのである（後略）」

（高田十郎編『大和の伝説（増補版）』246「龍穴と龍穴神社」）

室生龍穴・龍神の伝説、奈良の猿沢池にまつわる龍神伝説と采女神社の由来譚を融合させたこの伝説は、中世以来広く流布されていたものであり、その成立については興福寺による室生寺支配の確立という歴史的背景があったことを、既に永島福太郎氏が示唆している。^{註①}

しかし同時に、この伝説が実際に流布し、伝承されていくには、その根底に、これを民衆と結びつける存在があると考えられる。そのひとつは両者に共通する信仰的素地、この場合についていえば龍神信仰、或いはそれに結びつく水神信仰であり、いま一つは、その両者を媒介するものの存在である。以下は、この伝説の成立と伝承にまつわる民俗的背景に関わる事象を考えるにあたってのとりあえずの素描である。

1. 猿沢池の伝説と信仰

猿沢池は、興福寺南大門跡前、三条通りを挟んでその南にある周囲約300m程の池であり、同寺の放生池である。「猿沢の月」は南都八景の一つにも数えられ、^{註②} この池の畔から興福寺五重塔を望む風景は、奈良観光のシンボルとして親しまれている。

猿沢池が何時から存在したのか、その経緯はあまりはっきりしないが『興福寺流記』に引く「宝字記」に「南花園四坊 在池一堤」とあり、興福寺本来の寺地である左京三条七坊の南、左京四条七坊の北四町に興福寺の花園があり、仏に供える四季の花が栽培され、その中に池が存在したことがわかる。また同書所引の「天平記」には「佐努作波池」とみえ、既に天平期に興福寺門前に当池があったと考えられる。また近年には、平城京東三坊大路東側溝より出土した平安初期頃の木簡に「山階寺花園池」と記されたものが発見されている。^{註③}

先の『興福寺流記』に、「猿沢池龍池事、旧記云、夫興福寺伽藍、執臣丞相結構、伏龍

繁繁盛地、地辺南有龍池、水色滄浪、波浪造汙、時生蓮花、各開芬馥、同宇昔、神龍池故、天下旱魃水半不減」とあるのが注目される。^{註④}

この池をめぐる伝説、特に水神信仰ないしは龍神信仰と関わるものは多い。昔、帝に仕えていた采女が、帝の寵愛が衰えたのを嘆き、猿沢の池に入水し、その靈をなぐさめるために池畔に采女神社が祀られたという「采女」の伝説、明惠上人が、仏跡をたずねて入唐しようとしたのを、春日明神が猿沢の池の龍神の姿となって出現して奇跡を示し、これとどめた、という「春日龍神」の話などは謡曲の題材としても取り上げられ有名なものである。

『宇治拾遺物語』「藏人得業猿澤の池の龍の事」（巻11ノ6）は、興福寺の僧惠印（平安末期の人）が若いとき、いたずらで「某月某日、猿澤池の龍が天に昇るぞ」と立て札を立てたところ、近傍諸国から人が押しかけたので、自分がしたことだけれども、これは實際におこるかもしれない、と南大門の壇の上に立って今か今かと待っていたが、結局龍は昇らなかったという話である。中世の人々は、実際に猿沢池を龍の住む池と信じ、信仰の対象としていた。

『細々要記』応安3年（1370）8月条には「廿六日午刻ハカリニ 猿沢池ノ水ヲ辻風吹アケテ 一二丈アカル云々不思議歟 此外近日此池ニ 或夜黒シテ 二丈ハカリナル物立アカリテ虹ヲフイタルヲ見タリト云 或筵四五枚敷ホトナル物ノ頭ノアルカ クチノサケメアカキ物ウキテ ツネニ見ユト云事ナドアリ 又去七月ノ頃 恵心坊ノ忍長房ト云修学者 夜コノイケニテ水アムルトテシツミテ死了 是モ物ニヒキ入ラルト云」と記されている。

また、この池が変色すると凶事の前兆だといわれ、例えば

- ・猿沢池打返とて水色變了、為寺社凶由訓英申之云々、八幡之柑子共落失、是又為東大寺不可然事云々（『大乘院寺社雜事記』文明11年（1479）10月4日）
- ・猿沢池水近日變色、不吉事也、卜方火事兵乱云々（同 明応2年（1493）10月7日）
- ・加茂在通勸進、

猿沢池水變色事、口玄病事國家不寧、明年二月・三月・八月・九月節中、并甲・乙・辰・戌日殊以慎也、去月十九日春日山鳴動事同前、元興寺塔婆異火出現事、病兵死、明年正月・四月・七月之節并壬・癸・巳亥日殊以慎也、（同 明応2年（1493）11月15日）

また、大乘院寺社雜事記には「申酉剋時分、小西・西南院猿澤邊大辻風吹、民屋破損了、又自西南院大光物飛出丑寅方ニ行云々、不思議々々々、（明応9年（1500）2月10日）」ということが生じ、その後同26日に「近日猿樂（澤）池水汲之、令用意赤飯供彼池、各令賞酛之、奈良中皆以如此云々、」ということを行っている。

『多聞院日記』元亀3年（1572）閏正月22日の条でも

「近般サル沢ノ池へ天照大神御移トテ、團粉シテマイラスルコト申、万方ヨリダンコマイラスル由也、池水赤土ヲコ子タルヤウニ色カヘルト申、如何、凶事ト云々」、同27日条に「近般 猿沢池色返了、以外也、種々水切懸、雖出之于今不直、如何」

などの記述が頻出し、^{註⑩} 興福寺講堂前での大般若経読誦や池の水替え、赤飯を供えて供養したりしたことなどがうかがえる。

この猿沢池の龍神は、先に挙げた伝説でも明らかなように春日の神=春日龍神と考えられていた。

俗に「澄まず濁らず、出ず入らず、蛙はわかつ藻は生えず、魚が七分に水三分」などといい、また池底には3つの井戸があるなどの伝説もあるこの池の水は、^{註⑪} 吉城川上流水谷川の月日の磐（春日山中）あたりから春日社内を通り飛火野、浅茅が原、興福寺本坊、五重塔脇を通って入水している。^{註⑫} 以前は春日山の紀伊神社南溪に発して西流する率川が飛火野、荒池を経て津越川（菩提川）からそそぐ水路があったが、現在は途絶えている。^{註⑬} 因みに「佐努作波池」の佐努は狭野、作波は沢（溪流）の意であろうという。その源は春日山にあり、これに繋がるのである。

2. 春日山の信仰

春日山は、単独峰ではなく、御笠山（三笠山、古くは浮雲峯とも）、香山（高山）、上水谷峯、花山、芳山などを一括して称したもので（ただし、花山は、鎌倉初期に分離、芳山は中世興福寺が春日山の一部としたが、近世は幕府領となり、春日山とは分離している）奈良盆地東縁部と大和高原との境をなす。

御笠山及びその周辺には、^{註⑭} 磐など祭祀の遺跡が点在し、春日大社鎮祭以前からここが信仰の地であったことは、既に先学の指摘するところである。

『続日本紀』養老元年（717）遣唐使多治比真人県守が渡航に際し「神祇を蓋山の南に祀る」とあるほか、平城京遷都以降の遣唐使派遣として、御蓋山で渡航の無事を祈る祭祀が行われていた。その祭祀は、春日社鎮座以後も春日四神に対して行われたというより、春日山の下に天神地祇を拝したものであった。^{註⑮}

また、近年の発掘調査により、御蓋山の西南に位置する飛火野から、奈良～平安時代の土馬の破片等が出土した。土馬は、祈雨の際に献供されることが多く、水神祭祀が行われていた例証といえ、遣唐使に関わる祭祀もこの地の水の神を祭ることで、航海の無事を祈ったのではないかという解釈もなされている。^{註⑯}

御蓋山の背後に控える山々のうち、水谷峯は水谷川、高山は能登川、佐保川の水源である。それぞれの水源には上水谷社（長尾社）、高山龍王社及び鳴雷社、神野神社（髪生神社）祀られている。

このうち始めに述べた伝説にも登場する高山龍王社は特によく知られる。『大乘院寺社雜事記』寛正2年（1461）9月24日の条に「当竜王ハ善女竜王ナリ、室生山ノ本所云々」などとされているのも、既述の伝説をふまえた記述である。

天平勝宝8年（756）「東大寺山嶽四至図」には香山の東南に「能登川源」、東北に「佐保川源」との記載があり、その重要性は古くより意識されていたものとおもわれる。高山龍王社の前には、いかなる炎干にも涸れないといわれる龍王池があるが、これは古代この地にあった香山堂の井戸（闕仰井）の跡ともいわれる。^{註⑰}

中世以降、重要な祈雨、止雨の聖地となり、僧侶は高山八講を修し、またこれに加えて同じく管下にある唐招提寺、秋篠寺の龍池に学僧、六方衆が群参して大般若経などを読誦奉納して祈雨する「三方入」と呼ばれる雨乞もしばしば行われた。

また、興福寺の僧だけでなく春日社の神人等が高山龍池を渉えたり（康正3年（1457）7月22日）龍王宝殿造替の立願、奈良中の郷民による相撲の奉納、管弦の奉納など様々な祈雨が行われ、^{註10} 近世以降も、近隣の村々が、信仰の対象としてその龍池の水をいただいたり、ご神体盗み等による雨乞いを行うなど、^{註11} 近年までこの伝統は続いている。

春日大社は、藤原氏の氏神社として高名であり、その本社について直接春日山の水神信仰と結びつくものはなかなか指摘しにくい。しかし、鎌倉期に成立したと思われるものではあるが、『春日御社御本地并御託宣記』に「神野大明神根源」として伝わる春日四神のうち第一座の神建（武）瓊杵命の母神にまつわる伝説として建瓊杵命の母、瓊速日命に舍人が想いをかけ、蛇身と化して髪生山（神野山）の麓まで追ってきたのを、川のほとりまできたとき瓊速日命が切り殺し、そのまま山に隠った、という伝説が載せられている。^{註12}

これは、山添村の神野山にまつられる王塚の由来譚であり、今も地元で語り継がれているものである。山添村伏拝では、この伝説とあわせて、瓊速日命は山頂近くの弁天池の水の神である、との伝説もあり、建瓊杵命に水神的な要素を見いだすことのできる伝説として注目される。^{註13}

毎年12月17日に行なわれている春日若宮のおん祭は、文字通り奈良県下最大の祭であるが、この祭にも水の神の祭を感じさせる要素がそこここに見られる。

おん祭は、平安時代の終わり、保延2年（1136）に始まった。当時は、長雨や暴風災害といった異常気象や疫病の流行などの凶事が続いており、悪疫の退散と五穀豊饒を祈って始められたという。

春日若宮の神は、本社の比売神を祀る第四殿の床裏に生じたトコロテン様の物体から小さな蛇としてあらわれたと伝えられ、そのはじめから水神として意識されていたことが感じられる。

若宮のお旅所への社参行例は、田楽、猿楽などの芸能の一団に、貴族や武将、大名列なども加わる華やかなものであるが、その中でも興味深いものに「馬長児」がある。一つ物とも称し、一番大切なものの、という意味である。

山鳥の尾をたてた笠を被り、腰に造花をつけた騎馬の稚児（馬長児）に、龍の作りものを載せた笠（龍蓋）を被り、腰に木履をさげ、懸想文の短冊をつけた笪をもつ従者が従う。祭礼における風流の一団とみることができ、近世のおん祭を描いた祭礼絵図にもほぼ同様の姿で描かれている。福原敏男氏はこの龍蓋を、「馬の口取りを意味する驥という漢字の造形より、龍をイメージして作られた風流」とされているが、^{註14} 観衆にとって、この風流はよりわかりやすいイメージに基づいたものだったのではなかろうか。すなわち祭神の具現化、春日の地にまつわる龍神信仰を想起させる演出とも捉えられ、水神の祭としてのおん祭の性格の一端が窺える。

おん祭の開始については、興福寺が春日社を一体化し、春日の神国たる大和一国の支配

者として内外に誇示する意図があったといわれる。衆徒国民が願主人となり、一族郎党や領民を多数引連れて参仕し、結果、民衆に開かれた祭となつていった。本社の祭は勅祭として執り行われたのに対し、庶民の信仰は、若宮社を中心として展開した。上述の春日龍神も、おん祭によって育まれた猿楽座によって演じられ、民間にその信仰が広められていった。春日の地の水神信仰は、中世以降、農耕神としての崇敬を集めた若宮社に引き継がれたともいえる。

3. 室生の龍神信仰

いまひとつ登場する龍神信仰の聖地、室生の龍穴、またそこに棲むという龍神の信仰もいつ頃から始まったかは詳らかではないが、古くから世に広く知られていたと思われる。『大和志料』によれば「龍穴」の語は『文選』吳都賦註に、「湘東新平県に龍穴があり、穴中は暗く、早天に水をかけるとたちまち大雨が降るので、雨乞いに利用する云々」とあるように、洞穴を龍の住処とみる、中国の観念がその源であるという。室生の地形は、大古の火山活動によって生み出されたものである。そそり立つような岩壁とその間を流れる清流、数多くの洞窟や滝、深淵など、まさしく「神仙の集う場所」（『^{へんいつさん}一山年分度者奉状』）にふさわしい景観である。

興福寺の僧賢環がこの地に注目し、室生寺を創建せんとしたのも、この地を靈山として神聖視し、当時元興寺の勝悟、勝虞、護命の一派が神叡の先蹟を逐って吉野・比蘇寺に入り山林修行を行っていたのに対抗して、興福寺法相宗の山林修行の地を求めたためという。^{註④}

この地の信仰は、平安時代の祈雨の記録にも「龍穴神」とあるように、まず龍穴とよばれる洞穴状の場所を中心として展開したと考えられる。室生寺の裏にある「持宝吉祥龍穴」、龍穴神社の奥の「妙吉祥龍穴」、西谷の「沙羅吉祥龍穴」は現在も個々が信仰の対象として名高い。

室生龍穴への国家的な祈雨は『日本紀略』弘仁9年（818）を初出として、その後平安時代の記録に遺るものだけでも37回にのぼり、山城の貴船神社、大和の丹生川上神社とともに、祈雨の聖地として重要な位置を占めた。その中で龍穴の主として「善女（如）龍王」という龍神名を持つ神が我が国最初に賜号され、信仰の対象となつていった。室生には元来、その地勢が育んだ在地の自然崇拜的な信仰があり、それが祈雨（止雨）の盛行に伴ない、龍穴神として神格を整えていったといえる。^{註⑤}

記録上では『日本紀略』弘仁9年（818）7月14日の条に山城の貴布祢社とともに「大和國室生山上龍穴」等に雨を祈った、との記述があるが、承平7年（937）の奥書をもつ『^へ一山寺年分度者奏状』によれば、この祈雨の起源は天応元年（781）に遡るという。以後、室生龍穴神への請雨、止雨の奉幣や読経は『三代実録』『祈雨日記』『日本紀略』『小右記』『中右記』他に散見する。

さて、この龍穴神社を管理する室生寺は前述の通り、興福寺の僧賢環により創建され、その弟子修円が伽藍を整備し、以来末寺としてその管領するところとなった。その後天台、東密系の僧侶の入寺によってその影響を受け、多彩な内容を具備するところとなる。しか

し、今日伝えられる室生寺にまつわる伝説の多くが、空海伝説に代表されるように真言宗との繋がりが非常に色濃く感じられることもあり、以外な感もするが、ここで行われた祈雨に関しては、神泉苑などで行われた真言密教的な修法（請雨經法、孔雀經法など）にはよらず、大般若經や仁王經などの転読といった顯教的な方法によるものであった。⁵⁹⁾ 室生寺は興福寺の末寺として建保年間（1213～1219）以来祈雨の賞として朝廷より寄進された室生庄を料所として、毎年1夏9旬の間、興福寺学侶が結番によって參籠祈雨した。恒例、臨時を問わず、朝令はまず興福寺に下された。初めに挙げた説話が興福寺による室生寺支配を合理化し、支配を強固とするための主張という政治的意図である、といわれるのは以上のような背景によるものである。

4. 龍神信仰のひろがり—西念と奈良県東部山間の龍神信仰—

昭和初期、春日山高山龍王池より銘文のある一基の石燈婆が発見された。⁶⁰⁾ それによると、正安三年（1301）大変な日照りであったので国土豊饒を祈り、高山社での七日間の断食参籠によって祈雨の願をなし、願い通り雨が降ったので春日社壇で法華經一千部を転読し、結縁の人々の名を塔婆に納めたという。⁶¹⁾

そこに記された「沙門西念」については、他にも文書、金石文などの資料が遺されている。⁶²⁾

西念は、鎌倉時代末期～室町時代初期に活躍した人である。

都祁村来迎寺に、鎌倉末の正応～建武の五十年あまりこの寺に住持した了尊なる者の建武4年の記録、また年代未詳ではあるが、寺代々について記された記録（以下「寺記」という）があり、その中に西念の事績も記されている。

また、応安元年（1368）この地方の旱魃に対して院家より要請があり、室生龍穴に祈雨請願したところ、効験著しかったので来迎寺領南殿庄木原名一町一反の諸公事を免許せられた、との文書が遺されている。これらの記録によれば、この西念が、室生の龍神信仰とも深い関わりをもっており、興味深い。

西念は、室生龍穴を信奉し、そこに通うこと千日にして悪龍ヶ淵で龍王の姿を拝したとされる。雨乞の靈験に優れ、善女龍王の生まれ変わりといわれたという。

この記録の伝えられた来迎寺の歴史について、竹田聰洲氏がその著書『民俗仏教と祖先信仰』において明らかにされている。⁶³⁾

これによれば、来迎寺付近の地は、平安末期、近郷諸方から死者葬送の墓地と定められたところであり、やがて、鎌倉時代初め、葬送の死者を弔う阿弥陀堂を建立、この時期には葬送地故に遊行の三昧聖などが累次にわたり去來、仮泊する仮設の寓庵のようなものであったという。それから数代、近郷諸村の地侍家、城主家の一族が僧となって近隣諸氏共同の墓寺たる当時を管掌、発展させたが、鎌倉末の了尊の代に至り、配下の僧が寺門修造を諸人に勧進して廻り、その寺運が画期的な発展をみるにいたった。

西念は、まさにこうした勧進聖のひとりであり、寺記によれば、牟山（現室生村無山）の人、中年から仏門に帰依した無学、非正規の僧であるが、了尊の弟子となって寺宇修造、

石塔建立、祈雨その他の修法勸進に挺身、その功績によって了尊亡き後、同寺の住持となつたという（ただし、寺記ではこれを正式なものとして系図には加えていない）。

そのような人物の具体的な活動を通して、龍王信仰乃至は室生、高山の伝承や信仰が地域に浸透していったのであろう。

西念の龍穴信仰が、後々までこの地域の人々にいかに強い印象を残したかを偲ばせる雨乞いの習俗が、かつてあった。厳しい早魃のとき、無山の西念堂にまつられている西念上人の御尊像を篤篋に乗せ、村人がお伴しつつ室生龍穴神社まで動座させるのである。

このとき、室生の里人も正装して、この行列を出迎えたという。龍穴神社に着くと、本殿を開け、社殿の中に安置されている御神像と対座するように西念上人の御尊像を納める。そして村人は龍穴にお参りを済ませ、帰途につく。

この雨乞いは、無山単独の行事ではなく、他村からの依頼を受けて行なっていたようで、文化年間から明治までの「雨乞願状」及び「西念上人雨乞祈禱諸人用算用帳」が多数遺されている。近くは宇陀・吉野の各村、芝、茅原、箸中（現桜井市）、矢田村（現大和郡山市）、柳生、紀寺（現奈良市）から、また遠くは和泉の大鳥郡、泉郡等からも要請されていたことがわかる。¹²⁹

かつて西念堂は、無山の九頭神社境内にまつられていたのであるが、後に無山寺の本堂脇に移された。

村内には、もとの西念堂跡や西念井戸があり、室生龍穴神社までの道中には「ヤスンバ」と称する休憩場所の伝承もかつては存在したというが、現在ではその伝承もほとんど失われているのは残念である。

むすびにかえて—春日と室生を結ぶ信仰—

以上、猿沢の龍神伝説を足がかりに奈良県東部の龍神（龍王）の伝説と信仰についてその一例を述べてみたが、文字どおり全くの覚え書きであり、ひとつひとつの事象についての吟味、探求は未だ課題のまま残されている。

例えば、この両地域を結ぶ水神信仰の原像についての究明であるが、これについて、具体的にいえば、この地域一帯に広がる九頭（国津、葛）信仰が指摘できると思われる。

池田源太氏の調査研究によって、奈良県の東部山間つまり春日と室生を結ぶルートにある地域から、宇陀、さらには吉野地域に渡り、九頭（国津、葛）信仰の跡がかなりの広がりをもっていることが明らかにされている。また、これは蛇体の神で、雷の觀念をも併わせもち、雨乞いとの関連も見いだせることから、水神の一種を祀ったものである点も示唆されている。¹³⁰

氏は、その信仰の出発点のひとつとして真言系の祈雨行事との関連をあげておられる。九頭龍神が明瞭にあらわされている經典としては『止風雨法記』があり、また胎藏現図曼陀羅における水天の眷属で、密教擁護の神とされているというが、¹³¹ 一般にあまり知られた神とはいえず、その始源については、なお疑問も残る。

この点については、また古代の人々にとっての地理感覚との関わりにおいての「東」と

いう方角の観念を考慮に入れ、検討する必要があると考える。平城京遷都の詔に「三山鎮をなす」との文言が含まれていることはよく知られるところであるが^①、このような地理知識に照らせば、東方は青龍の伏するところ、水脈を司りその滯ることを防ぐためその神をまつらんとしたとも解釈できると考えるが、今のところ実証するには材料が不足である。

また、春日の地には様々な神とそれにまつわる数多くの伝承があり、本文中でもそのいくつかについてふれているが、それぞれについての意味について十分する言及することができなかった。この点についても今後稿を改め、ひとつひとつ実証的な検討をくわえてゆきたいと考えている。

註① 永島福太郎『奈良文化の傳流』昭和19年 中央公論社ほか

② 奈良八景とは、東大寺の鐘、春日野の鹿、狼沢池の月、南円堂の藤、佐保川の螢、雲井坂の雨、轟橋の旅人、三笠山の雪。『蔭涼軒日録』（室町時代の相国寺庵院蔭涼軒主の公用日記）にみえる。

③ 奈良国立文化財研究所『平城京跡出土木簡概報』7 昭和45年

④ 同記には、「傳記云。室生龍山崎福下二百年。次興福寺南大門七十年許。次香山四十年許。次移住室生云々」とあり、また「金堂下龍宮。西金堂衆康成。南大門櫛木本穴ヨリ入。以萩續松。金堂下ト覺程至。殊勝宮殿アリ。晴衣御裝束。出合對面。汝ニ生行者也。仍對面。即返時。穴口近成。鱗三枚有。取之見。如大圓座云云。料知。我寺龍宮上。如意寶珠現在故。勝レテ諸寺巨福歟。」という伝説を載せている。

⑤ 他に天文10年12月15日、同11年正月27日、3月30日、閏3月6日、同12年6月24日、12月26日の条など

⑥ 大久保秀興・本林伊祐『奈良名所八重桜』延宝6年（1678）

⑦ 同水路に関して、文永4年（1267）3月、興福寺衆徒は、春日社頭の清祓手水場として、水谷川の上流を堰止めて取水、掘削で社殿の中院を流水、外院の榎本社前から滝を落下させる土木工事を敢行している。これに対し社司はこれを氏長者に上申した。氏長者一条実経は工事の停止を命じたが、衆徒はこれを強行。興福寺の寺僧らが衆徒を説得して、通水は一旦中止となつたが、結局実用される、という事件が起こっている（『奈良公園史』奈良県 昭和59年）、前奈良公園管理事務所主幹松久勝行氏よりのご教示によれば、現在の水路は、2ヶ所ほど部分的に変更が加えられているものの、殆どこの当時からはかわっていないとのことである。

⑧ 天正17年4月に荒池ができる以前は、飛火野を経て狼沢池南に至る津越川（菩提川）が南は西方院山と春日の一の鳥居あたりの台地の間を貫流して渓谷をなしていた。このあたりには、この河川の水を利用した瓦窯跡（荒池瓦窯跡）があった。この窯は、東松林廿七町の南西端にあたる。興福寺の瓦窯として出発し、東大寺諸堂の造瓦所となつたが、やがて廃絶。永承（11C半）の興福寺諸堂の再興にあたって復興したものとみられる（前掲『奈良公園史』）。なお、堀池春峰氏は、狼沢池と室生龍神の説話についてこの瓦窯跡遺跡との関連において述べられている（「造東大寺瓦屋と興福寺瓦窯跡」『日本歴史』197号 昭和39）。

⑨ 上田正昭編『春日明神 氏神の展開』筑摩書房 昭62

⑩ 大東延和「春日史点描—最近の研究メモより」（『秘儀開封 春日大社』角川書店 平成7所収）

⑪ 前掲『奈良公園史』P.32

⑫ 中世奈良における祈雨法については、森末義彰『中世社寺と芸術』（昭16）「祈雨祈禱とその本尊図絵の問題」にくわしい。

⑬ 紀寺、京終、疋田、六条など奈良市内各地で、氏神さんなど自領内での雨乞いと併せて高山詣りが

行われており、また押熊では、ご神体を盗んできて祀ったら、3日も大雨が続いて慌てて返しにいったことがあるといい、歌姫でも高山さんから松明で火をたばってその火を各自の提灯にうつし、歌姫領内の東の高い山の峯々を、太太鼓を叩きながらまわったという。（『奈良市史 民俗編』昭43、『伏見町史』昭56、『平城村史』昭46など）

- ⑭ 『春日御社御本地並御託宣記』「神野大明神根源」（『神道大系13神社編 春日』所収）。この伝説については、大東延和氏がはやくから注目されている。建甕祖命の水神的性格については、氏よりも多くの示唆をいただいた。（『春日』大阪書籍 昭和57、『春日の神々への祈りの歴史』平成7ほか）
- ⑮ 「王塚伝説」「雨乞いと弁天池」（『やまとえ双書2 村の語りべ』山添村教育委員会 平成8）。ただし、村の伝承では古事記にみられる神名の瓊杵日命ではなく、日本書紀における神名瓊杵日とされている。また、この神は伊勢に住まわれている女神とされており、とくに建甕祖との関わりについては触れられていない。男神がその美しさを慕い、つきまとったので、伊勢から熊野を通って吉野山中に住まいを移し、さらに北へ進んで神野山にたどりついたとされている。また、『春日御社御本地並御託宣記』では大蛇と化したのは舍人とされているが、当地の伝説では、女神が男神の目を逃れるためオロチとなったとし、そのため男神に剣で斬られ、山頂近くの弁天池の水の中に身を横たえた、という話になっている。永島福太郎氏は、『古社記』などにみえる鹿島、香取神が上洛の途次に神野山に休泊されたという伝承を取り上げ、中世興福寺によって神野山信仰圏の東山中を所領化するにあたって成立した説話であるとされている。御託宣記の話も、このような政治的背景が反映されている点があるかもしれない。

なお、女神の墓とされる王塚は、信仰の対象として諸祈願の願掛けが行われ、戦時中は出征した人の武運長久祈願が盛んに行われたというが、水神信仰は特になかった。一方弁天池の方は、昭和の初めまで、伏拝の雨乞いの聖地となっていたという（山添村 井久保博利氏談）。

- ⑯ 福原敏男『祭礼文化史の研究』平成7 法政大学出版会
- ⑰ 蘭田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」（京大読史会『国史論集』昭和34）
- ⑱ 元興寺仏教民俗史料研究所編『室生寺礎塔の研究』第1章「室生寺史の歴史」（堀池春峰氏）1976 中央公論美術出版。以下、室生寺の歴史概要は同書による。
- ⑲ 堀池氏前掲（註⑮）論文
- ⑳ 春日大社藏
- ㉑ 相當此年炎干過法／之間為國土豐饒於／斷食七箇日參籠高山／社仍結日降法雨然間／為果宿願於春日社／壇奉轉說法花妙典／一千部成現當二世／悉地仍注結縁衆交／名奉納塔婆内而已／正安三辛丑九月 日／勅進沙門西念敬白
- ㉒ 池田源太「都介野地方に於ける信仰生活の形態」（奈良県教育委員会『奈良県総合文化調査報告書 都介野地区』昭27所収）
- ㉓ 竹田勝洲「村における墓と寺との史的成立関係 奈良県山辺郡来迎寺村」（『民俗仏教と祖先信仰』東京大学出版會 昭和46所収）
- ㉔ 池田前掲書
- ㉕ 池田前掲書、同「古代竜門文化の性格」（奈良県教育委員会『奈良県総合文化調査報告書 吉野川流域 竜門地区』昭28所収）、「葛神の信仰と戸隠神社」（『古代日本民俗文化論考』学生社所収 昭和54）
- ㉖ 池田前掲「葛神の信仰と戸隠神社」
- ㉗ 『統日本紀』卷4 元明天皇和銅元年二月の条「…方今平城之地 四禽叶圓三山作鎮 龜筮並從 宜建都邑」

『今昔物語集』に現われる鬼の群像

—鬼の究明のための基礎作業を中心に—（その一）

奥野義雄

はじめに

鬼の研究は古くからおこなわれてきた。その研究業績もいくつかあり、先学諸氏の業績をもとに、^{註①}新しい研究も展開されてきたことは言及するまでもない。^{註②}

しかしながら、究極の「鬼とは何か」という課題には、先学諸氏の論究は充分に解答を提示していないのが現状である。

言い換えるならば、「鬼」自体、どのような〈もの〉であるのかは、文献史料、絵画資料、そして考古資料から提示し得るものが現われていないために明言できない。

ここでは、「鬼とは何か」と問い合わせる以前に、すでに先学諸氏が引用する『今昔物語集』世俗編を中心に、再度「鬼」の記載を窺っていくことにしたい。『今昔物語集』に描写されている〈鬼の群像〉を拾い出す基礎作業をおこなうことによって、「鬼とは何か」という問い合わせに少しでも近づくことができればと考えている。

『今昔物語集』に現われた鬼の群像とともに『日本靈異記』に明示されている鬼の群像を併せて見ていくことにする。

この両者に現われる「鬼」を拾い出す作業によって、後日に考えねばならない「古代・中世の鬼」の論究の伏石にしたいとも考えている。

なぜなら、すでに『今昔物語集』および『日本靈異記』などの二、三の説話文学を素材にして、平安時代の鬼について論究されているが、説話文学の中での鬼の形式分類が『風土記』や『日本書紀』などの文献史料にみる〈鬼〉とのかかわりでも把握し得るものか否かという課題を内在させるため、あえて〈鬼〉の特色を網羅するにとどめたい。

したがって、ここでは、『今昔物語集』世俗編を主に関連する説話集である『日本靈異記』に描かれた〈鬼の群像〉を提示することに終始し、〈鬼〉の究明以前の基礎作業としたいと考えている。

註① 島津基久『羅生門の鬼』（東洋文庫本、1975年）
江馬務『日本妖怪変化史』（中公文庫本、1976年）
馬場あき子『鬼の研究』（角川文庫本、1976年）
知切光成『鬼の研究』（1978年）
五来重『鬼むかし』（角川選書、1991年再刊）

表一 『日本靈異記』に現われる鬼の一覧表

鬼の記述(内容)	所出の巻番号	鬼の所業など	どの分類	備考	
		鬼:鬼の変化・人間化	良人鬼:説・手	鬼の足踏	鬼の足踏:その他の
かの童子見て衆僧に白して言はく「我この鬼を捉えへて殺し、説みてこの死災を止めむ」といふ。	上 3		●?		● 鬼の姿
むしろ惡鬼に託ひて、多漢言すといへども、絶を持する者をば説むるべからず。	上 19		●		
鬼神を駆ひ使ひ得ること自在、諸の鬼神を喝して能して曰はく「大鏡の國の金の塔と草木の塔に一つの持を度し通はせ」といふ。	上 23	●		? ●	
母、子の面を齎て答へて曰く「何の故に然吾ふ。もし汝鬼に託へるか」といふ。	中 3	●		●	
千万余人も王に白して曰く「我等悉曲のこの人の塔にあらざることを知り、鬼神の塔なるを説る。正みづから思惟へ。…」ともうす。	中 5	●		●?	
鬼の云はく「我、牛の糞の味を嗜む。故に牛の糞を齎へよ。牛を捕る鬼は我なり」といふ。	中 24			?	●
時に偉しく百外を燐へて、門の左右に祭り、疫神に附して燐す。闇羅王の使の鬼、来りて女を召す。	中 25			●	● 闇羅王の使い
良の夜まづ現れ、かの歌はこの變なることを。或るは神怪なりといひ、或るは鬼映なりといふ。	中 33			?	●
隣の家窓の曰く「鄰の娘子なるかな。若しくは鬼に託へるか。我が知らず」といふ。	中 34			●	●
…驚き征みて言はく「海に入りて溺れ死ねりと。…若しくはこれ夢か。若しくはこれ鬼魅か」といひ。	下 25			●	●
「體こころ多き者は、この泥土たりといへども、金玉より盛みし、…財を惜しみて布施せず、貪め積みて人の知らむことを恐る。矛を捨て手を空しくして、餓鬼の中に去りて、帆を受けて暮心す」といへり。	下 33			?	●

※上3の数字等は、上巻第3の話を示す（以下同様）
 ※?印を付けたものは、内容から判断できないものを示す。
 ※※この表は、『日本靈異記』から調査したものであるが、欠落している場合があるかもしれません
 このことについては、ご容赦いただければ幸いである。

註② 田中貴子『百鬼夜行の

見える都市』（1995年）

多賀潤『王朝期の鬼考』

（自家版、1995年）

同書では、説話に現わされる鬼を八種類に分けた上で、『日本靈異記』『今昔物語集』などの説話に描かれて鬼を当て嵌めて論究されている。

一. 『今昔物語集』以前の鬼の群像から

一 『日本靈異記』にみる鬼の諸相について一

『今昔物語集』世俗編を繙く以前に、同物語集の制作年代（十二世紀前半）から約三世紀遡った時期に作成された『日本靈異記』にみえる鬼について窺うことからはじめたい。

『日本靈異記』に現われる鬼に関する記載は別表一のとおりであり、十一ヶ所に鬼が現われる。

同靈異記の「雷のむかしひを得て生ましめし子、強き力ある縁」（第三）に最初に現われる鬼は、後世に呼称されたと想定し得る〈がごぜ〉という鬼の初源の形態であり、元興寺境内で鬼を捉えた童子の様子と、頭髪を引き剥がれた状況で鬼が逃げる情景が描写されている。

また、「孔雀王の呪法を修持し、異しき験力を得、もちて現に仙となりて天に飛ぶ縁」（第二十八）に現われる「鬼神」は、「鬼神を駆ひ使ひ得ること自在」であった「役の優婆塞」によって使役されていたものである。

この「役の優婆塞」すなわち役行者小角と鬼神に関する記述は、『続日本記』の文武朝三（699）年五月の条に「伝テ云小角能タ役使メ鬼神ヲ汲レ水ヲ採ラ薪ヲ」にある。

二つの説話は、『日本靈異記』の鬼に関する記載の中でも著名なものであるが、閻羅王＝閻魔王の使者として鬼がいたことを、「閻羅王の使の鬼、召さるる人の^財賂を得、もちて免す縁」（中巻第二十四）と「閻羅王の使の鬼、召さるる人の^恩報を受けて、恩を報いる縁」（中巻第二十五）で描写している。

閻魔王の使者として鬼が現われるのは、後世の〈地獄絵〉や〈往生図絵〉によくあるが、九世紀前半の段階で描写されていることは、十二世紀後半に惠信僧都源信が著した『往生要集』にみえる地獄界の閻魔王や鬼の様子は、すでに九世紀前半（否、それ以前からかもしれないが）には培われていた〈心意〉情況であったとも想定できる。

そして、「賤しき沙弥の乞食を刑罰ち、もちて現に横の悪死の報を得る縁」（下巻第三十三）では、「身を捨て手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢を受けて」と記載にみえる「餓鬼」も仏教の六道の一つであり、すでに仏教にともなう「鬼」は定着していたことを示唆している、

一方、『日本靈異記』に現われる鬼の群像で、〈鬼に憑かれる〉という情況が数多いことである。すなわち、表一に掲げられている十一の鬼の描写で、四つが〈鬼に憑かれる〉説話である。たとえば、「法華経品を読む人を^{あざけ}寄りて、現に口喝斜み、惡報を得る縁」（上巻第十九）に。

むしろ惡鬼に託ひて、多^い溢言すといへども、經持する者をば誹謗るべからず。
という文言がそれである。また、「孤の娘女、觀音の銅像に憑り敬ひ、奇表を示して、現報を得る縁」（中巻第三十四）には、

娘、かの富める家に往きて、幸の心を述べて慶びを貴む。隣の家室の曰く「癡の娘子なるかな。若しくは鬼に託へるか。我は知らず」といふ。

とあり、馬鹿な娘なのか、鬼に憑かれた（気狂いした）のかという表現で「鬼」が用いられているのである。

このように『日本靈異記』に描写されている〈鬼の群像〉の中で特色を示すものを窺ってきたが、すでに九世紀前半の時期には、「鬼神」と「惡鬼」と「鬼」とは意図的に分けて記述されているようにみえる。しかし、「漢の神の祟り依り、牛七頭を殺し祭り、また放生の善を修し、もちて現に善惡の報を得る縁」（中巻第五）にみる「千万余人も王に白して曰はく『我等委曲にこの人の咎にあらざることを知り、鬼神の咎なるを識る』」という記述の「鬼神」は、「閻羅王」とのかかわりで〈王の使いの鬼〉と同じであり、かならずしも「鬼神」と「鬼」は別個のものでないことになろう。

また、閻羅王の使者としての「鬼」と「餓鬼」は仏教的な観念下の鬼であり、「託へ」させる「鬼」とは一線を画くもので、「惡鬼」と把握し得るであろう。

さらに、「鬼神」と「惡鬼」を比定するなら、鬼神は惡鬼ではない一面をもつとともに「鬼神」＝「鬼」は〈役行者〉あるいは、〈閻羅王〉に使われる身であったことが理解できる。

したがって、『日本靈異記』に現われる〈鬼の群像〉は大きく三つの形態に分けることができよう。すなわち、

- ①悪鬼（惡鬼と相通じるものがあるが、「惡」を冠するものとして分ける）
- ②鬼神・鬼 - T - ②修驗者の従者（使者）
|
└ - ②閻魔王の従者（使者）等
- ③憑鬼（便宜上・人や物に憑く鬼を呼称）

以上のように分けることができ、『日本靈異記』の成立時期の「鬼」に対する人々の観念が窺える。

言い換えると、①悪鬼、②鬼神・鬼、そして③憑鬼の三様の鬼の群像が提示できるが、①②の悪鬼・憑鬼と③の鬼神・鬼とは観念的にも異なる系譜の〈鬼〉と捉えることができるようである。

『日本靈異記』を繙くかぎり、②の鬼神・鬼は修驗道の系譜の〈鬼〉と仏教の（往生思想・六道輪廻思想に基づく）系譜の〈鬼〉とに区別でき、修驗道と仏教との流布・定着を想定しない訳にはいかない（すでに、馬場あき子氏は『鬼の研究』で分類されている）。

では、『今昔物語集』の時期の〈鬼の群像〉と宗教的系譜はどのようなものであったのであろうか。次にこの点を窺うことにしよう。

二. 『今昔物語集』に描かれた鬼の群像

十二世紀前半に成立したと考えられている『今昔物語集』の世俗編に描写されている鬼に関する説話を別表二にまとめてみると、三十四話に鬼が現われる。

『今昔物語集』（世俗編、以下略）の「天文博士弓削是雄、夢を占ひし語」（上巻第二十四一十四）に記載されている「汝を殺害せむとする者は家の丑寅の角なる所に隠れゐたるなり」という方角=丑寅=鬼門を表す以外は、鬼神や鬼が描かれている。

同『物語集』に現われる〈鬼の群像〉で、『日本靈異記』以来、受け継がれている鬼神は、悪鬼を意味するものでなく、むしろ善鬼を示唆している。たとえば、「賀茂忠行、道を子の保憲に伝へし語」（上巻第二十四）にみえる。すなわち、

我こそ此の道に取りて世に勝れたる者なれ、されども幼童の時にはかく鬼神を見る事はなき、物習ひてこそやうやく目には見しか、それにこれはかく幼き目に此の鬼神を見るは、極めてやむごとなき者になるべき者にこそありぬれ、よも神の御代の者にも劣らじ、と思ひて返りけるままに、（下略）、

という文言から、鬼神=善鬼が想定できる。

同様な視点で捉えられる鬼神は、「播磨国の鬼、人の家に来りて射られし語」（上巻第二十七一二十三）にもみえる。すなわち、「『其の鬼は、何處よりいかなる体にて來べきぞ。』と陰陽師に問ひければ、陰陽師、『門より人の体にて來べし。さやうの鬼神は、横様の非道をば行かぬなり。ただ直しき道理の道を行くなり。』と云へば」とあり、鬼=鬼神=善鬼を想定させる。

この鬼神にかかる記述で興味を引く文言に、「人の体」に変化して鬼が来ることであ

る。鬼が人の形に変化するという情況は、『日本靈異記』の鬼の群像にはなかった。鬼が人や物に姿・形を変えて出現する記述は、同『物語集』には、さきに述べた播磨の鬼を含めて五つの説話があり、播磨の鬼を除いて、いずれも人を殺して喰う情景が描かれている。

たとえば、「内裏の松原において、鬼、人の形となりて女を食ひし語」（上巻第二十七一八）は、端的に人喰い鬼を表現しているのである。同様に「鬼、板と現じ、人の家に来て人を殺しし語」（上巻第二十七一十八）も板に変化した鬼が人を殺す情景が描写されている。

一方、人を殺すことにとどまらず、人を喰う鬼の描写は、『今昔物語集』にはみえ、『日本靈異記』の時期にはなかったのである。

しかし、『出雲国風土記』には、人喰い鬼の記載が一例あり、『靈異記』に何故に描き得なかつたのか疑問視せざるを得ない。すなわち『出雲国風土記』に「昔或人、此處に山田を佃りて守りき。その時目一つの鬼來りて佃る人の男を食ひき」と記載され、七世紀に現われた人喰い鬼は、九世紀前半（『日本靈異記』の成立時期）にその姿を消し、十二世紀前半（『今昔物語集』成立の時期）に再び現われる所以である。ここに人を喰う鬼に関する課題が浮かび上がる。

人や物に変化して人を喰う鬼、人を殺す鬼とは異なり、〈鬼〉という観念のもとに“物忌”をおこなう情景は『日本靈異記』の鬼の記述にはなかった。“物忌”をおこなう背景には、「家に物怪のありければ」という情況があったことによるが、この〈物怪〉が〈鬼〉と重なり合っていたことが窺える。すなわち、「近江国安義の橋の鬼、人を食ひし語」（上巻第二十七一十三）に、

これや鬼ならむと思ふに静心なく見れば、薄色の衣の口よかなるに、（中略）、此處にかかる者のあるべきやうなければ、これ鬼なむめりとて、過ぎなむとひとへに思ひなして、（中略）、馬をかき早めて飛ぶが如く行くを、此の女、「あな、情けなし。」と云う声、地を響かすばかりなり。

立ち走り来れば、（中略）、鬼走りかかりて馬の尻に手をうち懸けうち懸け引きつるに、油を塗りたれば引き外し引き外して、え捕へず。

（中 略）

其の後、家に物怪のありければ、陰陽師に其の祟りを問ふに、「その日、重く慎むべし。」と占ひたりければ、其の日になり、門をさしこめて堅く物忌をするに、（下略）とあり、人（弟）に変化した鬼が人（兄）の首を食い切って殺す前段の話である。鬼に出会った兄が、訪れた弟を家に入れることによって、堅固物忌を破ったことから惨事が起る結果となったのであり、〈鬼〉 = 〈物怪〉という通念がこの時期にあったことを示唆している。

鬼の変化一人喰い鬼=物怪=物忌という観念は、『風土記』および『日本靈異記』が成立した時期（七世紀前半から九世紀前半に至る）には存在していなかった。

言い換えると、『風土記』に描かれた鬼はその姿のまま人を喰うが、『今昔物語集』に描寫されている鬼は姿を変えて人を食い殺すのである。

そして、人に変化し、人を食い殺す鬼の姿・形は、この「近江国安義の橋の鬼」の話の中に次のように描写されている。すなわち、

面は朱の色にて、円座の如く広くして、目一つあり。丈は九尺ばかりにて、手の指三つあり。爪は五寸ばかりにて刀のやうなり。

色は緑青の色にて、目は琥珀のやうなり。

頭の髪は蓬の如く乱れて、

と記述され、『風土記』以来の一つ目の鬼であることがわかる。しかし、鬼の特色の一つである〈角〉の描写を窺うことはできない。

鬼の容貌が具体的に示された記述は、この安義の橋の鬼の説話のみに限っている。朱色で円座のように広い顔、琥珀のような一つ目、緑青色の刀のような爪をもつ三本指の手、そして身丈九尺（約3m）ほどの鬼の姿、形は、『今昔物語集』が成立した十二世紀前半までに観念されていたと容易に想定できる。

鬼の容貌に関する興味深い記載をみてきたが、興味をひく記述の一つに〈鬼の住処〉を明示している説話が十例ほどある。その一、二例を次に掲げてみることにする。

まず、「在原業平の中将の女、鬼に食はれし話」（上巻第二十七—第七）に、

中将、太刀を抜きて、女をば後の方に押し遣りて、起きあてひらめかしける程に、（中略）夜も明けぬ、然る間、女声もせざりければ、中将、怪しむで見返りて見るに、女の頭の限りと着たりける衣どもとばかり残りたり。（中略）。倉に住みける鬼のしけるにやありけむ。

とあり、倉に住む鬼によって女が食われた情景が描きだされている。

次に、「佐渡國の人、風の為に知らぬ島に吹き寄せられし話」（下巻第三十一—第十六）をみると、

沖の方に一つの島を見付けて、（中略）、その島に着きぬ。先づしばしの命は助かりぬと思ひて、（中略）、島より人出で来たり。見れば、男にもあらず童にもあらず、（中略）。有様、實にこの世の人と思えず。（中略）。これは鬼にこそあるめれ。我等は鬼の住みける島を知らで來にけりと思ふに、（中略）。島の人のいはく、「ゆめゆめこの地に下る事なけれ。この地に登りなば悪しきことあらむ。（下略）」

と描写されている。鬼の住む島に漂流したが、島に下ると災いがふりかかるなどを島人=鬼から告げられたのである。

『今昔物語集』に記述されている鬼の住処には、倉や島のほかに、表二に示したとおり、墓穴や葬送場所が目につく。

このように鬼の住処も、鬼の姿、形とともに或る種の特定された観念のもとで醸成されてきたことを示唆しているといえる。

また、説話の内容から〈悪鬼〉であるのか〈善鬼〉であるのかを区別させる意図が窺えるとともに、「兄弟二人、萱草、紫苑を植えし話」（下巻第三十一—第二十七）で描写されているように、鬼自身が〈善鬼〉であることを語りかける情景もある。すなわち、

かやうに年月をへて行きける程に、墓の内に声ありていはく、「我は汝が親のかばねを

守る鬼なり。汝おそる事なけれ。我亦汝を守らむと思ふ。」と。

という文言によって、人を（死者を）守護する鬼の姿が描かれているのである。

したがって、『今昔物語集』に描写された〈鬼の群像〉には、『日本靈異記』に現われなかったさまざまな鬼の素顔が浮かび上がっている。つまり、^{ハサウエイ}変化する鬼、殺人を犯す鬼そして人を守護する鬼などが描き出されている。そして、特定された鬼の住処や災いを禦ぐための「物忌」がおこなわれたことが、『今昔物語集』には明示されているのである。

一方、人食い鬼の想いは、『風土記』以来伝承されつづけてきたことが窺えるとともに、〈世俗〉にしばしば人食い鬼の記載がみえるのである。

さらに、『今昔物語集』にみえる〈鬼〉の姿・形は具体的に描写され、『風土記』や『日本靈異記』では窺えなかった一面を現わしているといえよう。

また、仏教的な要素が色濃く〈鬼〉をとおして表現されていることも見逃しがたいところであり、『今昔物語集』の特色の一つともいえるであろう。

結びに—今後の課題によせて—

『今昔物語集』を中心に、『日本靈異記』とともに説話に描写されている〈鬼の群像〉が、どのように捉えられているかを集約してきた。平安時代後半における〈鬼〉の受けとめ方も様々であるが、奈良時代前後に描かれている〈鬼〉と若干異なり、新しく生み出された〈鬼の群像〉が窺えた。

しかし、『今昔物語集』にみる〈鬼〉と『日本靈異記』に現われる〈鬼〉との差異がいかなる要因によるものかは、ここでは明確に提示しがたい。なぜなら、提示し得るだけの説話成立の背景が充分に検討しつくされていないこと、古い説話と新しい説話との繋がりがどのようにあるのかという点も視野に入れていくことなどが課題として潜んでいる。

また、『今昔物語集』を中心にして〈鬼〉を究明する条件として、それ以前の『日本靈異記』は言うまでもないが、『風土記』『万葉集』『日本書紀』『続日本紀』などに現われる〈鬼〉がいかなる情況下で描かれてきたかを網羅した上で検討を加えねばならないかもしれない。

言い換えるなら、『日本靈異記』と『今昔物語集』に描かれた鬼を網羅した上で、鬼に対する情況が若干異なることを提示し得た点は、すべての〈鬼〉の情況を表わした結果によるものであるといえよう。

したがって、説話文学はもとより、文献史料などに現われる鬼を網羅し、〈鬼〉を描写した情況を把握することが、「鬼とは何か」という課題解決に近づくものと想定している。

その第一歩として、『日本靈異記』と『今昔物語集』に描かれている〈鬼の群像〉を網羅し、両者の鬼の情況を比べて試考したにすぎない。また、別の機会に文献史料に描かれた鬼の諸相を網羅したい。

ここでは、『日本靈異記』と『今昔物語集』の〈鬼の群像〉から二、三の課題を提起して結びにかえたい。

(1997年2月28日丁)

132 同七年一月五日 算用帳	132 [天保三年之] 算用帳
133 同八年一月五日 算用帳	133 [安政五年正月 神奈説算用帳
134 同九年一月五日 算用帳	134 [同九年一月二八日 牛頭天王社神木伐り落し証文
135 同九年一月五日 算用帳	135 [同九年一月五日 貸借定免預り証文
136 安永二年一月五日 算用帳	136 同三年三月 風部村新宿寺仕近縫圖
137 同年一月五日 算用帳	137 同四年九月一八日 宮原中申合衆々一札
138 同三年三月 風部村新宿寺仕近縫圖	138 同四年九月一八日 宮原中申合衆々一札
139 同三年一月五日 算用帳	139 同三年一月五日 算用帳
140 同四年九月一八日 宮原中申合衆々一札	140 同四年九月一八日 宮原中申合衆々一札
141 同四年一月五日 算用帳	141 同四年一月五日 算用帳
142 同五年一月五日 算用帳	142 同五年一月五日 算用帳
143 同六年二月五日 新宿寺算用帳	143 同六年二月五日 新宿寺算用帳
144 同七年一月一二日 御見分付宿寺仕次第	144 同七年一月一二日 御見分付宿寺仕次第
145 同七年一月一四日 新宿寺吉算用帳	145 同七年一月一四日 新宿寺吉算用帳
146 同八年一月五日 新宿寺算用帳	146 同八年一月五日 新宿寺算用帳
147 同九年一月五日 新宿寺算用帳	147 同九年一月五日 新宿寺算用帳
148 [] 元禄一二〇年～天明元年恒田参り供奉人名帳(残欠)	148 [] 元禄一二〇年～天明元年恒田参り供奉人名帳(残欠)
149 [] 宝曆五年～天明元年五百井村風部神田御年貢上納通帳(表紙欠)	149 [] 宝曆五年～天明元年五百井村風部神田御年貢上納通帳(表紙欠)
150 [] 明和元年～天明元年法隆寺村御年貢上納之通帳	150 [] 明和元年～天明元年法隆寺村御年貢上納之通帳
151 天明元年一月一九日 新宿寺算用帳	151 天明元年一月一九日 新宿寺算用帳
152 同七年四月 三里御年貢銀袋付一札	152 同七年四月 三里御年貢銀袋付一札
153 同七年四月六日 三里田御年貢銀袋付覚	153 同七年四月六日 三里田御年貢銀袋付覚
154 宽政元年六月 風部百速立田座十石町代代延答書	154 宽政元年六月 風部百速立田座十石町代代延答書
155 文化二年正月二六日 鶴田庄付當村座米課	155 文化二年正月二六日 鶴田庄付當村座米課
156 同五年正月 煙子掛替并預り銀勘定帳	156 同五年正月 煙子掛替并預り銀勘定帳
157 同五年正月 五箇領母子掛銀帳	157 同五年正月 五箇領母子掛銀帳
158 文政三年三月 田地譜り渡し証文	158 文政三年三月 田地譜り渡し証文
159 同年正月 小作定免預り米請取帳	159 同年正月 小作定免預り米請取帳
160 同四年正月 拾芥軒株田米中元小作証文	160 同四年正月 拾芥軒株田米中元小作証文
161 同四年四月三日 小作定免預り米請取帳	161 同四年四月三日 小作定免預り米請取帳
162 同四年四月三日 拾芥軒株邊印定書	162 同四年四月三日 拾芥軒株邊印定書
163 同四年一月一日 三里田算用帳(無題)	163 同四年一月一日 三里田算用帳(無題)
164 [] 天保三年之 算用帳	164 [] 天保三年之 算用帳
165 [] 安政五年正月 神奈説算用帳	165 [] 安政五年正月 神奈説算用帳
166 [] 算用帳(無題)	166 [] 算用帳(無題)
167 [] 算用帳(無題)	167 [] 算用帳(無題)
168 [] 算用帳(無題)	168 [] 算用帳(無題)
169 明治六年二月 小作定免預り米請取帳	169 明治六年二月 小作定免預り米請取帳
170 (同)二年一〇月 鶴井賀供奉姓名録	170 (同)二年一〇月 鶴井賀供奉姓名録
171 同二年一月二七日 神奈説田路上納金勘定付一札	171 同二年一月二七日 神奈説田路上納金勘定付一札
172 同二年一月二七日 神奈説田路上納金勘定付一札	172 同二年一月二七日 神奈説田路上納金勘定付一札
173 (同)三年之(後)一月二五日 神奈説田路上納金勘定付一札	173 (同)三年之(後)一月二五日 神奈説田路上納金勘定付一札
174 同二年一月二七日 神奈説算用帳() 合冊	174 同二年一月二七日 神奈説算用帳() 合冊
175 昭和七年二月 神奈説算用帳	175 昭和七年二月 神奈説算用帳
176 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	176 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
177 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	177 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
178 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	178 同二年一月二七日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
179 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	179 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
180 同二年一月三〇日 神奈説田路上納金勘定付一札	180 同二年一月三〇日 神奈説田路上納金勘定付一札
181 同二年一月三〇日 妻納親親会及請入賣上納帳	181 同二年一月三〇日 妻納親親会及請入賣上納帳
182 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	182 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
183 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	183 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
184 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	184 同二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
185 (同)二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	185 (同)二年一月三〇日 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
186 同二年一月三〇日 地所東家ノ請取券	186 同二年一月三〇日 地所東家ノ請取券
187 同二年一月三〇日 同三月二六日 神奈説田路上納金勘定付一札	187 同二年一月三〇日 同三月二六日 神奈説田路上納金勘定付一札
188 同二年一月三〇日 小作定免預り米請取帳	188 同二年一月三〇日 小作定免預り米請取帳
189 同二年一月三〇日 同五月二六日 明治三十四年度神奈説田勘定付一札	189 同二年一月三〇日 同五月二六日 明治三十四年度神奈説田勘定付一札
190 同二年正月二六日 明治三十七年度神奈説田勘定付一札	190 同二年正月二六日 明治三十七年度神奈説田勘定付一札
191 同二年正月二六日 明治三十八年度神奈説田勘定付一札	191 同二年正月二六日 明治三十八年度神奈説田勘定付一札
192 同二年正月二六日 明治三十九年度神奈説田勘定付一札	192 同二年正月二六日 明治三十九年度神奈説田勘定付一札
193 同一年一月二六日 明治四十一年度神奈説田勘定付一札	193 同一年一月二六日 明治四十一年度神奈説田勘定付一札
194 同四年三月 拾芥軒株邊印定書	194 同四年三月 拾芥軒株邊印定書
195 同四年三月 神奈説田路上納金勘定付一札	195 同四年三月 神奈説田路上納金勘定付一札
196 同四年五月 神奈説田路上納金勘定付一札	196 同四年五月 神奈説田路上納金勘定付一札
197 大正二年 神奈説田路上納金勘定付一札	197 大正二年 神奈説田路上納金勘定付一札
198 同四年 神奈説田路上納金勘定付一札	198 同四年 神奈説田路上納金勘定付一札
199 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札	199 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札
200 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札	200 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札
201 同六年 神奈説田路上納金勘定付一札	201 同六年 神奈説田路上納金勘定付一札
202 同七年 神奈説田路上納金勘定付一札	202 同七年 神奈説田路上納金勘定付一札
203 同八年二月二六日 大正七年度神奈説田勘定付一札	203 同八年二月二六日 大正七年度神奈説田勘定付一札
204 同八年九月一〇日 共有土地村分名戸人表示変更三付登記申請書	204 同八年九月一〇日 共有土地村分名戸人表示変更三付登記申請書
205 同九年 神奈説田路上納金勘定付一札	205 同九年 神奈説田路上納金勘定付一札
206 同一〇年 大正九年度神奈説田路上納金勘定付一札	206 同一〇年 大正九年度神奈説田路上納金勘定付一札
207 同一〇年 神奈説田路上納金勘定付一札	207 同一〇年 神奈説田路上納金勘定付一札
208 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札	208 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札
209 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札	209 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札
210 同二年 神奈説田路上納金勘定付一札	210 同二年 神奈説田路上納金勘定付一札
211 同四年五月二五日 神奈説算用帳	211 同四年五月二五日 神奈説算用帳
212 同四年五月二五日 神奈説田路上納金勘定付一札	212 同四年五月二五日 神奈説田路上納金勘定付一札
213 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札	213 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札
214 同和三年一〇月 鹤田村社御賃物帳	214 同和三年一〇月 鹤田村社御賃物帳
215 同四年十月二五日 三里座年物帳	215 同四年十月二五日 三里座年物帳
216 同六年七八年 神奈説田路上納金勘定付一札	216 同六年七八年 神奈説田路上納金勘定付一札
217 同二年 神奈説田路上納金勘定付一札	217 同二年 神奈説田路上納金勘定付一札
218 同三年 神奈説田路上納金勘定付一札	218 同三年 神奈説田路上納金勘定付一札
219 同四年 神奈説田路上納金勘定付一札	219 同四年 神奈説田路上納金勘定付一札
220 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札	220 同五年 神奈説田路上納金勘定付一札
221 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札	221 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札
222 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札	222 同一年 神奈説田路上納金勘定付一札
223 同二年二三年 神奈説田路上納金勘定付一札	223 同二年二三年 神奈説田路上納金勘定付一札
224 同二年二〇月 鶴井莊計再證事務局名簿	224 同二年二〇月 鶴井莊計再證事務局名簿
225 戒文類一括	225 戒文類一括
226 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札	226 神奈説田租稅、諸費差引勘定付一札
227 明和三年 石鳥井寄進帳	227 明和三年 石鳥井寄進帳

17	元和四年八月二日	右書下等	100	同一年一月四日	新福寺算用帳
18	寛永二年三月二十五日	長男宗との出入付一札(差出人)長右衛門他四名(宛所)	59	同三年二月八日	己年算用帳
19	万治二年九月	龍田社御供入用帳	60	同四年一〇月八日	算用帳
20	寛文元年九月一日	龍田社御供入用帳	61	同五年一月八日	算用帳
21	同一年十月八日	服部村長男中信シ日記	62	同五年一月八日	新福寺長男中信控書
22	同一年十月八日	丑ノ年算用日記	63	同五年一月六日	新福寺長男中信控書
23	同一年十月八日	服部村長男中信シ日記	64	同六年一月六日	算用帳
24	同一年十月八日	服部村長男中信シ古心用狀日記	65	同七年一月八日	算用帳
25	同一年十一月一日	服部村長男中信シ日記	66	同八年一月八日	算用帳
26	同一年十一月一日	卯ノ年算用帳	67	同九年二月六日	算用帳
27	同四年一月六日	服部中信シ日記	68	同一年一月二日	算用帳
28	同四年一月六日	長男中辰ノ算用状日記	69	同一年一月四日	算用帳
29	同五年一月八日	長男中信シ日記	70	同二年一〇月十六日	算用帳
30	同五年一月八日	長男中巳算用日記	71	同三年一〇月十九日	算用帳
31	同六年一〇月八日	長男中午ノ算用日記	72	同三年二月二日	本願寺田舎者信文
32	同六年一〇月八日	長男信シ日記	73	同四年一月八日	算用帳
33	同七年一月八日	長男切込之報	74	同五年一月四日	算用帳
34	同七年一月八日	長男末ノ算用日記	75	同六年一月八日	算用帳
35	同八年一二月九日	長男中ノ算用日記	76	同七年三月二日	新福寺名鑑慶賀傳詔文
36	同一年一二月八日	寅ノ年算用日記	77	同八年一二月三日	算用帳
37	同一年一二月八日	亥ノ年算用日記	78	同三年一月八日	算用帳
38	同一年一二月八日	子ノ年算用日記	79	同四年一二月八日	算用帳
39	延宝元年一二月八日	丑ノ年算用日記	80	同五年一月八日	算用帳
40	同一年一二月八日	寅ノ年算用日記	81	同六年一月八日	算用帳
41	同三年一〇月八日	卯ノ年算用日記	82	同七年一月六日	算用帳
42	同四年一二月八日	辰ノ年算用日記	83	正徳元年一二月十六日	算用帳
43	同五年一二月八日	巳ノ年算用日記	84	同二年一月八日	算用帳
44	同六年一二月八日	午ノ年算用日記	85	同三年一月八日	算用帳
45	同七年一二月八日	未ノ年算用日記	86	同四年一月八日	算用帳
46	同七年一二月八日	申ノ年算用日記	87	同五年一月八日	算用帳残欠
47	同八年一二月八日	酉ノ年算用日記	88	同三年一月八日	算用帳残欠
48	同九年一二月八日	戌ノ年算用日記	89	同四年一月八日	算用帳残欠
49	同九年一二月八日	亥ノ年算用日記	90	同五年一月八日	算用帳
50	同三年一二月八日	亥ノ年算用日記	91	同七年一月八日	算用帳
51	寛永元年九月十四日	立田參り畠田前殿送付付	92	同八年二月	御宮上井下源宮入用帳
52	同四年一二月八日	子ノ年算用日記	93	同八年二月八日	算用帳
53	同四年八月	平群鹿村新福寺奉加帳	94	同九年一二月八日	新福寺算用帳
54	同二年一〇月八日	丑ノ年算用日記	95	同一〇年一二月四日	新福寺算用帳
55	同三年一二月八日	寅ノ年心用帳	96	同一二年一月四日	新福寺算用帳
56	同四年一二月八日	卯ノ年算用帳	97	同三年一月四日	新福寺算用帳
57	元禄元年一二月八日	辰ノ年算用帳	98	同四年四月	親書益再興付願書
58	同四年一二月八日	辰年之心用帳	99	同四年一月一四日	新福寺算用帳
131	同六年一月一〇日	田畠免渡詔文	130	同六年一月五日	新福寺算用帳

(合冊)

「地域社会における基層信仰の歴史的研究」（研究代表者同館教授白石太一郎氏）の関係史資料として写真収録作業が実施され、幅広い研究テーマにのせるべく、努力がはらわれている」とをつけておくる。

註1 平成八年春、神楽講より吉田寺副住職山中眞悦氏の仲介で調査者大宮守友氏（県立斑鳩高校教諭）に古文書の解説について照会があった。資料化並びに解説作業は同調査者の作業である。なお、本稿の引用史資料中のカナ文書への字あて（—）内は筆者

註2 県立奈良図書館郷土資料室蔵

大正四年九月十五日付の県下一齊調査報告書

註3 神楽講（神楽講算用帳）の名称が本文書中に現れるのは幕末（安政五年）から明治以後の事（文書目録参照）であり、何をもって「神楽」というのかが芸能伝承が絶えているため不明である。

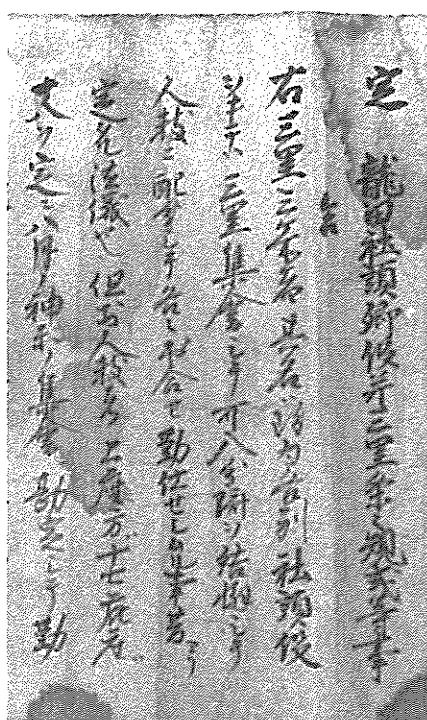
興留の「セイノウ舞」奉仕が記録にある点から、各郷中から相伝の芸能を奉仕したものと思われるが、神楽講文書に現れる相撲や猿樂との関係の解明が必要である。

註4 法隆寺文書卷八所収 中田薰博士著「頼母子の起源」法史論集第三巻所収

を引き、林屋辰三郎博士著「中世文化の基調」第二章第二节「南北朝時代の法隆寺と東西両郷」で「（前略）正確な年代を明らかにし難いが、室町時代と認むべき」とは疑問の存しないものである。「」との説を引用

註5 国立公文書館蔵（内閣文庫所収）
註6 神事の相撲に関する研究の現状説明として飯塚 好氏「相撲神事の所作—比較を通して—」（埼玉県立民俗文化センター研究紀要第一号）の述べるよう

に「（前略）個々の相撲神事の全体的な構成や歴史的変遷などについて、全く考察してこなかった。その最も大きな理由は、個々の所作の意味や位置づけが簡単にできそうもない」とど、それらについては、文献資料などの考察が必要になる（下略）」という現状にも貢献できよう。



三里条々規式（書出）

- 1 広安八年八月（1359）新福寺證記（書出）「改め新福寺開眼相撲奉事」卷（第八）
- 2 宽文六年三月十一日（1373）新福寺證記（書出）「改め新福寺供養事」卷（第八）
- 3 永一四年七月二十九日（1407）新福寺證記（書出）「新福寺供養事」卷（第八）
- 4 広安五年八月六日（1418）三里条々規式（書出）「定め新福寺開眼相撲并三里条々規式事」卷（第八）
- 5 文明一二年七月四日（1469）三里田波之口記（書出）「ミナト田波之口記」
- 6 永正六年三月二十六日（1509）博多城御業文（書出）「博多城御業文」
- 7 永正六年三月二十六日（1509）三里波証記（書出）「ミナトヤクタシタヘトサウロヒンヤンゼ」
- 8 永正六年三月二十六日（1509）三里条々規式（書出）「ハシヨリハサゼン九月一日サケハナ」
- 9 永正九年六月二十五日 玉井・辰・丹波某人
- 10 永正一五年八月二十八日 三里波証記
- 11 次年 三里波証記
- 12 永永一二年正月 服部寺一統業座帳
- 13 永永一二年正月 服部寺一統業座帳
- 14 文永三年九月 横貴次第
- 15 元和四年九月 服部村庄貢新井起共外百石中和上田六石西門等署状（書出）「急便令中供其村諸百姓共官送奉事」
- 16 元和四年八月二八日 服部村庄野九郎・年寄・百姓中納片桐旦元内八木六左衛門尉書下（書出）「和州群部服部村官送奉事」

上二同心ニヲギテ、一足ノ^(進)ギテ手足ヲ三度マイラセテ、タフサナル弊ラ取テ円座ノ上ヘナ^(後)ゲスツル、サテ立ノイテ向ヒ合テ、手アワセ三度ノ後爪取三度シテ足ヲアワセテ、従円座ノモトエキツ^(金)ト歩ヨリテ、西ハ大刀取テ頭ノ上ヲウチコシテカタクルヒヤウ^(拍子)ニキリ^(ト)マワリテ南向テ立ル、東ハ大刀ヲカツ^(金)イテ円座ヲ東ヘメクリテ後、両方立並同心ニ出ル時ノ如クニ、筵ノモトマテ歩テフミトメテマツル時、裏持立ヨリ布ラ取テ、始ハ右次ニ左ノカタヘサット打カイレハ、前ハキルモノ打アワセノヤウナルヲ、ナニトナク左ノ手マテラサヘテ入也、次円座持 次裏持 次筵持 脇次ニトカラスラソカラスアイヲ見合テ入ヘキナリ、次ホツテノ様モ同風情也、奈良田舎人々見物シテ、是ハ奈良様ノ法則ニヲトラス殊勝ニ出来タル由、構等之問^(向)三ヶ所之面目無^(是非)事ナリ、仍為向後御才学大概所^(記)如^(斯)

龍田殿ヨリ富河カリヤラ茶所ニ御カサリ有テ諸衆ニ御ケタミ有間、御シャウクワン至極候間、見物ノ貴賤上下等驚^(耳目)テ次ヲトナノ座ハ西方ノ庭、東方ニ龍田三ヶ所座せラル、三里カリヤハ相撲取役人等ノ幕ヤニスル、出立ハ舟後ノ堂廊ニハ座衆、堂ニハ僧衆、座シキハテ^(ト)庭ニテ北向キ内ナラシアリ出立ノ酒肴等三里ノ衆分隨^(器量)不^(レ)嫌^(多少)被^(レ)出之間更不^(レ)及^(レ)吳儀^(者)也

結びにかえて

資料として神楽講文書目録を付けたが、生活の変遷にかかる興味深い文言も散見される。これらについては幅広いテーブル上での今後の研究にゆだねたいと思う。

なお、ここに所感者、調査者に対しその苦心の成果をより広い分野へのいち早い門戸開放を決意された姿勢にこのうえない敬意をはらうものである。

近年市町村史の編纂も進み、史資料の所在等も明らかにされ、これ以上的新出史資料の発見は難しいといわれる中でこれほどの充実した古文書が見いだされたことは重大な意義がある。すなわち、本県の地域の歴史像を豊かにする資料の探索にはさらなる手立てが必要かもしれないこと、古代の奈良に偏った地域イメージの定着からくる、中世、近世史資料への関心の希薄感を払拭し、都でなくなつてからの地域としての奈良の歩みの中の人々の知恵と努力の足跡にもっと注目する」と、新しい奈良県の歴史を刻むべき現代人の玉手箱になりうることの再認識の必要性等、この古文書の新発見が我々に与える啓示として受けとめたいと思う。今後、周辺の関連資料の探索、収集、解説、研究に幅広い研究者等の参加を期待し、この史資料が暮らしの変遷の大筋の把握が進む一助となることを望みたい。併せてこうした史資料の蓄積の場としての博物館、資料館、図書館のアーカイブ機能の充実にも期待をつなぎたいと思う。

なお、この神楽講文書は、平成八年度国立歴史民俗博物館特定研究

応永廿五年 戊八月六日龍田御社雨锐相撲作法役人等事

合五十番

行事

東 左近太郎殿 今在家 共足三人

衛門二郎殿 キタゝ 孫太郎殿 土屋 八郎殿西 イモウ

西 助太郎殿 エハ 共足三人

右馬三郎殿 ラク 六郎殿西 ウラ 衛門三郎殿 五百井

樓門ノソトヨリ二行ニ入、庭中程マテ子リ出テ少シ

フミトメテ御社ヲ三度礼スヘシ、又両方ノ座衆ノ方ヘ

礼ヲ一度シテ、シャウ木ノキワヘ子リヨリテ、両方キト

見合せテ礼ヲシテ、シャウ木ニナヲルマテ、共人ハ扇ヲカエテツクハ

ヨリ、シャウ木ニナヲルマテ、共人ハ扇ヲカエテツクハ
ウテ、後シツカニ行事ノワキヨリ西東へ少シ居廻シテ白
沙ノ上ニ座スル也

次円座持 東介次郎殿 服 西介九郎殿 今森井

先円座ヲモロ手ニ以テ前ニアテ、下テ出ルナリ

雨垂ヲコエテチト立トマル様ニシテ後、円座ヲ目ノ

トヲリマテサシ上テ、カイナヲサシノヘテ、両方同様ニ

ノシ／＼ト歩テ正面ニ並テヲキテ後、ヤガテコシナル

扇ヲヌキ以テ、ヒタシノ両方ノワキタテヲ引上ルヤウニ

シテ、東ハ左ノ足、西ハ右ノ足ヲシロムクヤウニ廣

フミマワシテ、三足ニノキテ、東ハヒヅシサルムキ、酉八

(尾巴) タツミムキニ居ルトキマテ、円座ニ目ヲハナサス、シリ目ニ
力クヘシ、身ハハタラケトモ目ヲハナサ子ハ、キモカ有テ
見事ナリト奈良ノ一説也

次筵持 左近五郎殿 石ハシ 一郎殿 同下司

筵ヲ大タゞミニシテモロ手ニ以テ、雨垂ヨリスコシ立

出テ、北向ニ立置テ、右手ニテ筵ヲ西東ヘサツトナ

ケテ、中ヘ引合スルヤウニシキテ、円座持ノ立ノク様ニ

同ク三足ニノキテ、東ハイヌ井ムキ、西ハウシトラムキニ居也、

次簾持 左近太郎殿 石ハシ 齋次太郎殿 服

裏ノ口ヲ右ノ手ニ取テ左手ニスエテ二行ニ出テ筵ノ

マ中マテシツ／＼トヨリテ、筵ノ上ニヲキテ、裏ノ口ヲト

イテ、中ナル布ノ取りヨキヤウニシテ、扇ヲ取テ立アカリテ、足モ

三足ニノキテ筵持ノ次ニ正面ニ向テ居ルナリ

次固出 衛門三郎殿 今在家 右近次郎殿 同下司

樓門ノ下ヨリ大刀ヲ右ノカタニカタケテ、左ノ手ヲハ腰ニ

ヲサメテ、ヒヂライカラシテ、雨タレノ内マテニ行ニ子リ

入テ、大刀ヲサカサマニ、カイナヲサシノヘテ、ツイハリテシハシ

立テ從、大刀ヲ頭ノ上ヲ打コシテ同様ニ右ノ肩ニヲキテ、

中ホトマテ出テフミトメテ、大刀ヲモロ手ニ以テ目ノトオリ

マテサシ上テ、カイナヲツヨクサシノヘテ、左手ヲハアヲノケテ以

チヲアラクヤウニシテ、コシヲツヨク以テサキナルモノヲ(卷)
エントスルヤウニ、大マタニイカニモツヨク歩テ大刀ヲ円座ノ

ハ奈良様ノ法則ニヲトラス殊勝ニ出来タル由、構等之間三ヶ所之面目無是非事ナリ」との記述には、所作の見所、決め所を表すとともに、地域ごとに祭礼を競う気風や、それから感じられる芸能の伝播スピードの早さをもうかがわせる。

なお、奈良市東部地域等での祭礼に今日も続く相撲の所作との比較において関連性の解明、すなわち芸能の一つとしての相撲、あるいは神樂という総称のもとでの相撲や諸芸能についての研究の進展が期待される。^{参考}

5 解 読

三里条々規式

合

右 三里三ヶ所者其名ハ雖^{タガ}為格別社頭役

ヲギテハ三里集會シテ可入分濟ヲ結解シテ

人數二配分シテ各々出合セ勤仕セシムル事昔ヨリ

定タル法儀也、但於「人數」者上座方ハ十七、庇座ハ

十八ヲ定ニ八月ノ神樂ノ集会ニ勘定シテ勤

仕セシムル事^{タガ}為先規上者向後更不可有異

儀者也

一 正月十日社頭大般若轉讀之御布施十一口々別二

一二升宛都合二斗二升ノ分ヲ三ヶ所ヨリ三度マイル

一 二季彼岸御神樂十六スヘノ御敷餅五十八枚之内

三十五枚酒三斗大明神ヘマイル、十七枚酒一斗^{寅_寅御前ヘ}

マイル、三里ヨリ社參之中へ三代寺ノ神御

供一前酒五升^{（量）}テナウラム、三里ノ御宮へ二折敷

宛酒一升ツ々マイラスル、神樂田ハ其年ノ會坊^{（量）}モ^{（量）}ニテ

三月十九日三十講神御供ノ餅米二斗五升ニテ

餅數八十枚可^レ取、次講経用途懸け錢等合テ

二貫五十文之内一貫文ハ懸錢分也御導師布施ニ

二百文、三里道場勧進分ニ四百文四人之用僧ニ

二百文、堂達誦誦紙之代加テ百文御經ノ布施ニ

合シテ人數配分シテ可^レ出也^{此外之懸錢ハ贋器量}
思々ニ被懸ヘシ

一 九月十三日御祭神御供事

白米一斗四升宛三里ヨリ出合セテ四斗二升ニテ

大餅百二十枚、小餅八十枚トルヘシ、神御供ノ御飯

二杯一升盛餅米之内ニテモルヘシ、御幣小刀キリノ

新足二百文宛三里ヨリ出合セオトナ請取テ用

意スル、残金アレハ夷ノ拝殿ニテ酒ニマイル

三月一日祭弊七前之内五百井分ハ四前酒ハナシ^{（量）}^{（量）}

一 例式雨悦猿楽録物ハ夏妻六斗長器定也

三里ヨリ出合テ下行スル、タトヒ状沙汰スレトモ
其年ノ夏妻之錢直ヲ結解シテ下行アルヘキ也

(継目)

成されている。

両講はともにケイチンといわれるが、わかりやすいために、一方を神楽講、もう一方をケイチン講と称しているという。三十六軒のケイチン講にはゴクトウヤとミキトウヤがあり素戔鳴神社の祭礼に関わっての官座機能が維持されている。

十二軒、三十六軒の両講のうち、かつて立田参りと称する龍田社へのトウヤ渡りを実施したのは神楽講であったという」とで、成立の背景の考察にも注意が必要であろう。

現状に於ける神楽講の意義は、講文書を継承しつつ、十一軒の旧家の親睦会として存続し龍田社への当屋渡りの最後と思われる光景を語り伝えているというところにある。

ちなみに、奈良県風俗誌（龍田村・富郷村・法隆寺村編の二）¹⁵⁾に龍田新宮の祭礼に関連して

往古は龍田會と称し盛なりし故郷中「セイノウ」舞と富郷村大字興留より奉仕せしことありしも明治維新後は廃絶したりとあり、興留の「セイノウ」舞の事が知られるが、今日その組織は存続していない。

服部神楽講及び文書は、郷村祭礼旧システムの最後の残映として、龍

田会における神楽とはなにかを考えるとき、またそうした祭祀組織の変容の実例として、龍田会にかかわった周辺地域の状況と合わせ見ると、さらに貴重な存在として浮上するであろう。¹⁶⁾

3 三里条々規式について

条々規式とは、箇条書きの定めで、捷書きと同様の機能を持つものである。

周辺に例を求めるならば、室町時代の作成と考えられている「契約法隆寺伍拾貫文取頼支規式条々事」¹⁷⁾（欠年）や、貞和四年「興福寺軌式」¹⁸⁾（一三四八年）等が知られる。いづれも地域の中央を成す格式ある組織の文書であるが、「この条々規式も法隆寺の近隣（南約一キロ）という服部を含む地域の社会生活の雰囲気の一端を表すといえよう。

内容は「定 龍田社頭郷役並三里条々規式事」とあることから三里と総称される地域の隣接三集落（服部、五百井、丹後）が龍田社頭郷役を勤めるに当たり、集会をして合同で費用の人数割り負担を行う」とを冒頭にうたい、さらに各行事の日や細部を要件を定めている。

「正月十日社頭大般若經轉讀」「季彼岸御神樂」「三月十九日三十講神供」「九月十三日御祭神御供事」「例式雨悦狼瘞」等が条に現れた行事等で、神仏の要素が渾然一体となつた龍田新宮社の様子が窺える。また今日奈良盆地及び周辺部で行われている諸祭礼と比較するとき、重要な資料的意義を表すと思われる。

4 龍田社雨悦相撲作法役人等事について

三里条々規式の最後の条、「例式雨悦狼瘞」に関連して附記された「応永廿五年八月六日龍田社雨悦相撲作法役人等事」は特に注目に値する。同行事の作法が細述され、さらに所作に関連して「身ハハタラケトモ田ヲハナサ子ハ、キモカ有テ見事ナリト奈良ノ一説也」あるいは「是

応永廿五年 三里条々規式などについて

—斑鳩町服部神楽講文書の紹介として—

大 宮 守 人

はじめに

この稿では服部神楽講文書の全貌については目録を掲げるに止め、中から応永二五年（一四一八年）三里条々規式を取り上げて資料的意義の一端に触れ、現代の民俗例を念頭に置き「龍田社頭役」や、付記の「龍田御社雨悦相撲作法役」等に注目して、現代と中世をつなぐ史資料のより充実を祈念しつつその紹介を試みたい。

1 服部神楽講文書について

この古文書群は奈良県生駒郡斑鳩町大字服部で現在も維持されている神楽講に継承されたもので、その代表者より内容調査依頼を受けた調査者からの通報により筆者の管見にはいったものである。^{参考} その内容は、南北朝（応安二年）を最古とする一件文書で、所蔵者である服部神楽講の変遷を中世から現代にまで辿りうること、村落の社会生活史ならびに祭礼年中行事等に關わる記録には生き生きとした描写もあり、民俗的視点が必要であること等であった。調査者の手際よい編年整理ならびに解説作業により資料化がなされており、短時間のうちに、資料の概観を得

ることが出来たことはまことに有り難く且つ幸運なことといえる。なお、これらの一括文書は、調査整理目録の命名に従い斑鳩町服部神楽講文書とし、以下神楽講文書と呼ぶ。

文書の内容は、「新福寺一結衆座帳」（永禄十二年正月）等に代表される座の算用帳群等である。現存の神楽講は十一軒で構成され、今日も年一回（二月二十三日）にトウヤで総会ならびに宴会が行われ、トウヤが受け渡されるとともに古文書の管理も移される。

2 祭祀組織の現状

龍田神社（新宮）の祭礼とのつながりは昭和二十年代初頭しばらく続いたというが、講の維持田が農地改革により概ね消滅したこと等により、講としての龍田神社へのトウヤ渡りは廢絶したままとなっている。

一方、村落内の素戔鳴神社（牛頭天皇社）の秋祭りは、今日も龍田神社と同じ日に行われ、神楽講も素戔鳴神社の宮座として存続している状況である。

この服部にはケイチン講と称される座がもう一つあり、三十六軒で構

—— 奈良県立民俗博物館研究紀要 第15号 ——

発行日 平成9年3月30日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545（大和民俗公園内）

印刷所 株式会社 中西文山堂

